目 次

第1号(9月14日)

| 告 示 … | |
|--------|----------------------------------|
| 応招議員 … | |
| 議事日程 … | |
| 本日の会議に | 付した事件 |
| 出席議員 … | |
| 欠席議員 … | |
| 事務局職員出 | 席者 |
| 説明のため出 | 席した者の職氏名 |
| 開 会 … | |
| 会議録署名 | 議員の指名 |
| 会期の決定 | |
| 諸般の報告 | |
| 承認第5号 | 平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を |
| | 求めることについて |
| 承認第6号 | 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決 |
| | 処分の承認を求めることについて |
| 承認第7号 | 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算(第2号)の専決 |
| | 処分の承認を求めることについて |
| 議案第40号 | 平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第3号) |
| 議案第41号 | 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第42号 | 津奈木町個人情報保護条例の一部改正について |
| 議案第43号 | 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について |
| 議案第44号 | 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について |
| 議案第45号 | 津奈木町手数料条例の一部改正について |
| 議案第46号 | 津奈木町公民館条例の全部改正について |
| 議案第47号 | |
| | 一部改正について |
| 議案第48号 | 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 議案第49号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第50号 | · 工事請負契約の締結について |

| 認定第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認 | 定に |
|--------------------------------------|-----|
| ついて | 3 4 |
| 認定第3号 平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の |)認定 |
| について | 3 4 |
| 認定第4号 平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に | こつい |
| ζ | 3 4 |
| 認定第5号 平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に | こつい |
| ζ | 3 4 |
| 認定第6号 平成26年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定に | こつい |
| ζ | 3 4 |
| 認定第7号 平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に | つい |
| ζ | 3 4 |
| 同意第5号 津奈木町教育委員会委員の任命同意について | 3 5 |
| 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につい | て |
| | 3 6 |
| 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告 | たつ |
| N7 | 3 7 |
| 陳情第5号 九州看護福祉大学水俣分校誘致に関する陳情書 | 3 8 |
| 數 会 | 3 9 |
| | |
| 第2号(9月17日) | |
| 議事日程 | 4 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 4 1 |
| 出席議員 | 4 1 |
| 欠席議員 | 4 1 |
| 事務局職員出席者 | 4 1 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 4 1 |
| 期 | 4 5 |
| 一般質問 | 4 5 |
| 7番 川野 雄一君 | 4 5 |
| 2番 本山 真吾君 | 5 9 |

| | 1番 | 上村 勝法君 | 6 9 |
|-----|------------------|------------------------------------|-----|
| | 5番 | 橋口知恵子君 | 7 4 |
| | 3番 | 澤井 静代君 | 8 7 |
| 散 | 会 | | 9 2 |
| | | | |
| | | 第3号(9月30日) | |
| 議事日 | 程 | | 93 |
| 本日の | 会議は | こ付した事件 | 93 |
| 出席議 | 縜 … | | 9 4 |
| 欠席議 | 縜 … | | 9 4 |
| 事務局 | 職員と | 出席者 | 9 4 |
| 説明の | ためと | 出席した者の職氏名 | 9 4 |
| 開 | 議 … | | 9 5 |
| 認定 | 第15 | 号 平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について | 9 5 |
| 認定 | 第25 | 号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に | |
| | | ついて | 9 5 |
| 認定 | 第3号 | 号 平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定 | |
| | | について | 9 5 |
| 認定 | 第4号 | 号 平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい | |
| | | ~ | 9 5 |
| 認定 | 第5号 | 号 平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい | |
| | | 7 | 9 5 |
| 認定 | 第6号 | 号 平成26年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定につい | |
| | | ζ | 9 5 |
| 認定 | 第75 | 号 平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につい | |
| | | ζ | 9 5 |
| 議員 | 派遣(| D件 ····· | 103 |
| 議会 | 運営 | 委員会の閉会中の継続調査の件 · | 104 |
| 総務 | 振興常 | 常任委員会の閉会中の継続調査の件 | 104 |
| 教育 | 住民常 | 常任委員会の閉会中の継続調査の件 | 104 |
| 議案 | 第51 ^号 | 号 平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第4号) | 104 |
| 閉 | 会 … | | 106 |

| 終 | 了 | 1 0 7 |
|---|---|-----------|
| 署 | 名 | 108 |

津奈木町告示第42号

平成27年第3回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月27日

津奈木町長 西川 裕

| | | | | | | 津奈 | 木町長 | 西川 | 裕 |
|--------------|----------|------|---------|------|------|-----|-----|----|---|
| 1 | 期 | 日 | 平成27年9月 | 14日 | | | | | |
| 2 | 場 | 所 | 津奈木町議会 | 本会議場 | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 開会 目 | 目に応打 | 習した議員 | | | | | | |
| | | | 上村 | 勝法君 | 本山 | 真吾君 | | | |
| | | | 澤井 | 静代君 | 久村 | 昌司君 | | | |
| | | | 橋口知 | 中恵子君 | 栁迫 | 好則君 | | | |
| | | | 川野 | 雄一君 | 寺本 | 信介君 | | | |
| | | | 村上 | 義廣君 | 林 | 賢二君 | | | |
| | | | | | | | | | |
| \bigcirc ! | 9月1 | 7日に万 | 芯招した議員 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| \bigcirc ! | 9月3 | 0日に原 | 芯招した議員 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | L- (T-) | 7. 3 |)¥4 🖂 | | | | | | |
| ()J | 心招し | ンなかっ | った議員 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

平成27年 第3回(定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成27年9月14日 (月曜日)

議事日程(第1号)

平成27年9月14日 午前10時00分開会

| | | 平成27年9月14日 午前10時00分開会 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名詞 | 義員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 承認第5号 | 平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認 |
| | | を求めることについて |
| 日程第5 | 承認第6号 | 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の専 |
| | | 決処分の承認を求めることについて |
| 日程第6 | 承認第7号 | 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算(第2号)の専 |
| | | 決処分の承認を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第40号 | 平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第8 | 議案第41号 | 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第9 | 議案第42号 | 津奈木町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第43号 | 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第44号 | 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第45号 | 津奈木町手数料条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第46号 | 津奈木町公民館条例の全部改正について |
| 日程第14 | 議案第47号 | 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| | | の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第48号 | 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第49号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第17 | 議案第50号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第18 | 認定第1号 | 平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について |

日程第20 認定第3号 平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

日程第19 認定第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

- 日程第21 認定第4号 平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号 平成26年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第7号 平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 同意第5号 津奈木町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第26 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第27 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告に ついて
- 日程第28 陳情第5号 九州看護福祉大学水俣分校誘致に関する陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第5号 平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認 を求めることについて
- 日程第5 承認第6号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の専 決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第7号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算(第2号)の専 決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第40号 平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第41号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第42号 津奈木町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第43号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第44号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第45号 津奈木町手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第46号 津奈木町公民館条例の全部改正について
- 日程第14 議案第47号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正について

| | | 11/22-1 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第15 | 議案第48号 | 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第49号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第17 | 議案第50号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第18 | 認定第1号 | 平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第2号 | 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| | | について |
| 日程第20 | 認定第3号 | 平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認 |
| | | 定について |
| 日程第21 | 認定第4号 | 平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ |
| | | いて |
| 日程第22 | 認定第5号 | 平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ |
| | | いて |
| 日程第23 | 認定第6号 | 平成26年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定につ |
| | | いて |
| 日程第24 | 認定第7号 | 平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につ |
| | | いて |
| 日程第25 | 同意第5号 | 津奈木町教育委員会委員の任命同意について |
| 日程第26 | 報告第3号 | 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 日程第27 | 報告第4号 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告に |
| | | ついて |
| 日程第28 | 陳情第5号 | 九州看護福祉大学水俣分校誘致に関する陳情書 |

出席議員(10名)

| 1番 | 上村 | 勝法君 | 2番 | 本山 | 真吾君 | |
|----|-----|------|-----|----|-----|--|
| 3番 | 澤井 | 静代君 | 4番 | 久村 | 昌司君 | |
| 5番 | 橋口矢 | 中惠子君 | 6番 | 栁迫 | 好則君 | |
| 7番 | 川野 | 雄一君 | 8番 | 寺本 | 信介君 | |
| 9番 | 村上 | 義廣君 | 10番 | 林 | 賢二君 | |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉澤 信久君

説明のため出席した者の職氏名

| 町長 | 西川 | 裕君 | 副町長 | 山田 | 豊隆君 |
|-------|----|-----|-------|----|-----|
| 教育長 | 塩山 | 一之君 | 総務課長 | 林田 | 三洋君 |
| 振興課長 | 倉本 | 健一君 | 振興審議員 | 下川 | 秀美君 |
| 振興審議員 | 財部 | 大介君 | 住民課長 | 新立 | 啓介君 |
| 住民審議員 | 久村 | 庄次君 | 教育課長 | 椎葉 | 正盛君 |

午前10時00分開会

- **〇議長(林 賢二君)** おはようございます。ただいまから平成27年第3回津奈木町議会定例 会を開会を致します。
 - 一言御挨拶申し上げます。

第3回定例会の開会に当たり、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の中、御出席を 賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、ここ数日、台風による被害が相次ぎまして、8月の25日、台風15号による、本町で も樹木がなぎ倒され、また家屋や農林水産業の施設等、多くの被害がもたらされました。

また、関東、東日本におきましては、17号、18号の台風による大雨で大水害が発生し、4年前の震災を思い出させるような光景でございました。まだ十数名の方々が行方不明となっておられるそうでございますが、一日も早く無事で発見されますよう願うところでございます。また、被害に遭われた皆様方には、心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

本定例会には、台風被害関連の補正予算を初め、平成26年度歳入歳出決算の認定など、多数の案件が上程されております。議案の内容等につきましては、詳しく提案理由の説明があると思いますが、議会と致しましては、これらに十分検討を加え、町政運営に反映すべく努力したいと思っております。

議員各位におかれましては、本議会の審議に御精励くださり、適切妥当な決議に達せられますよう念願し、開会の御挨拶と致します。

ここで、町長からの発言の申し出があっておりますので、これを許します。町長、西川裕君。

〇町長(西川 裕君) おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶

を申し上げます。

本日、平成27年第3回津奈木町議会を招集致しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お元気にて本定例会に御出席を賜り、ありがとうございました。

雨が多い暑苦しい夏もお盆を過ぎ、秋の気配を感じる季節になってまいりました。しかし、 8月24日から25日にかけて九州を襲った台風15号は、本町に多大の被害をもたらしました。 特に、山林や公園などの樹木への被害、農作物や果樹園の被害が大きく、その復興に対しまして は、多大な尽力と資金が必要であろうと思われます。

ただ、幸いにも、あのような強風に見舞われた中では、人命や家屋の損傷などが少なくて済んだことは、不幸中の幸いではなかったかと思います。

北関東地方では台風18号によって、栃木県や茨城県を中心に、今までにない風雨に見舞われ、 それによって鬼怒川やその他の河川で氾濫や土砂災害が起こり、多くの人が亡くなったり、行方 不明になっておられます。多数の家屋がまた浸水被害を受けております。被害を受けられた津奈 木町民を初め、北関東の方々の一日も早い復興を祈念を致しております。

経済のほうに目を向けてみますと、中国経済の鈍化に伴い、上海株式市場の下落を引き金に、世界同時株安傾向にあり、アベノミクスによる右肩上がりが今足踏み状態になっております。経済を大きく左右する個人消費の伸び率がいま一つでありますので、中小企業の経済活性化のため発行されましたプレミアム商品券も、ことしの後半にはよき影響が出てくることを期待しております。

大手企業も海外生産から国内生産に徐々に切りかえる企業がふえる傾向にあるのは、喜ばしい傾向ではないかと思います。そのことが本町周辺部まで及んでくれば、雇用の拡大につながって くることを期待しているところでございます。

本定例会に上程致しました案件は、台風災害関連で町道、林道、その他の一時的な倒木処理費用、町水道水確保のための発電機借り上げ料が主な専決処分でございます。

また、10月から始まります乗り合いバスの購入、福浦漁港全体工事を縮小するための委託料、 津奈木インター開業を見据えた観光案内板の改修費用、倉谷工業団地内の産廃の適正保管工事な どが補正予算の主なものでございます。また、教育委員の選任同意、いずれも重要なものでござ います。

議会での十分なる御審議をお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願い致します。

〇議長(林 賢二君) これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(林 賢二君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、5番、橋口知恵子君、6番、 柳迫好則君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長(林 賢二君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきに開催されました議会運営委員会において、本日から30日までとの答申をいただいております。よって、本日から9月30日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月 30日までの17日間に決定致しました。

日程第3. 諸般の報告

- **○議長(林 賢二君)** 日程第3、諸般の報告を行います。
 - 6月17日、18日、第2回定例会を開催。
 - 6月29日、西回り自動車道早期実現期成会総会が水俣市あらせ会館で開催され、議長出席。
 - 7月7日、中山間地域総合整備事業総会が芦北町役場で開催され、議長出席。
 - 7月13日、広域行政事務組合議会が広域行政事務組合庁舎で開催され、議長出席。
 - 7月21日、水俣芦北地域推進協議会と熊本県水俣芦北地域振興推進委員会との意見交換会が 熊本テルサで開催され、議長出席。
 - 7月23日、国土交通省九州整備局への要望活動に、議長出席。
 - 7月29日、30日、水俣芦北地域振興推進協議会等による関係省庁及び地元選出国会議員に 対する要望活動に、議長出席。
 - 8月4日、平成27年度町村議会正副議長研修会が自治会館で開催され、正副議長出席。
 - 8月20日、新議員研修会が熊本県自治会館で開催され、新議員3名出席。
 - 9月7日、議会運営委員会を開催。

また、代表監査委員より、7月、8月、9月に実施されました例月出納検査の結果と平成 26年度決算に係る審査結果の報告があっております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 承認第5号 平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて

○議長(林 賢二君) 日程第4、承認第5号平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長(西川 裕君) 承認第5号平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この補正予算は、去る8月25日に通過致しました台風15号による被害を受けました公共施設等災害復旧にかかわる補正であります。

歳出について御説明申し上げます。災害復旧費で、農林水産施設、公共土木施設、文教施設、 その他公共施設の応急的な修繕料と風倒木撤去などの費用を主に計上致しております。歳入では、 財政調整基金繰入金を計上致しております。歳入歳出補正総額は1,760万円の追加で、予算 の総額を歳入歳出それぞれ32億4,770万円と致しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 賢二君) ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。

歳入、6ページ、歳出、7ページから8ページです。質疑を求めます。7番、川野雄一君。

- ○議員(7番 川野 雄一君) 7番、川野です。8ページになりますが、15番の工事請負費に 306万6,000円補正されてありますが、この補正内容について説明を求めます。
- ○議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(倉本 健一君) 私のほうからは、竹中団地災害復旧工事138万8,000円について御説明を致します。

先ほど話がありましたとおり、台風15号によりまして竹中団地の瓦が相当飛んだりして、被 災を受けております。その分の費用を計上しております。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 教育課長、椎葉正盛君。
- **〇教育課長(椎葉 正盛君)** 私は、文化センターの災害復旧工事費 9 9 万 8,000円について 御説明致します。

文化センターのホールの上の部分のトタンで被覆した屋根の一部が今回の強風によりはがれ飛ばされました関係で、同じ施工方法で修復するものでございます。

以上です。

〇議長(林 賢二君) 住民課長、新立啓介君。

〇住民課長(新立 啓介君) 私のほうから、平国コミュニティセンターの内容について御説明致 します。

東側になりますけども、和室のちょうど上のほう、屋根が破損を致しまして、その修復工事で ございます。

以上です。

- ○議長(林 賢二君) ほかにございませんか。6番、栁迫好則君。
- ○議員(6番 柳迫 好則君) 7ページですけど、その他公共施設災害復旧費で修繕費と、修繕料とありますけど、これはどこの、場所はわかりますか。場所はどちらでしょうか。
- **〇議長(林** 賢二君) 振興審議員、財部大介君。
- ○振興審議員(財部 大介君) 御質問は、7ページの観光施設災害復旧費、需用費の修繕料 26万8,000円とお聞きましたが、間違いございませんでしょうか。

26万8,000円につきましては、グリーンゲイトの……(「3番」と呼ぶ者あり)3番、 その他公共施設災害の復旧の工事費、修繕料ということでございますね。

こちらにつきましては、まず、舞鶴城公園に野外彫刻がございますが、そちらが今回の台風で 基礎部分にございました樹木が倒れまして、基礎がむき出しになっております。そちらの復旧と、 美術館玄関前の掲示板、こちらのカバーが風で飛びましたもんですから、その復旧を予定致して おります。こちらの修繕料と致しまして、2件分で58万5,000円を予定を致しております。

- 〇議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(倉本 健一君) 同じく修繕料の中に、団地分、町営住宅の団地分、竹中、さくら、 赤崎、平国、染竹、この5団地分の修繕料も含まれております。 以上です。
- **〇議長(林 賢二君)** 教育課長、椎葉正盛君。
- **○教育課長(椎葉 正盛君)** 教育委員会の事務所のコロニアル屋根瓦が飛ばされた関係で、これの補修のものでございます。金額は16万6,000円になります。
- ○議長(林 賢二君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから承認第5号平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

日程第5. 承認第6号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の 専決処分の承認を求めることについて

○議長(林 賢二君) 日程第5、承認第6号平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正 予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長(西川 裕君) 承認第6号平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この補正予算は、去る8月25日に通過致しました台風15号により停電の被害を受けました 簡易水道施設の災害復旧にかかわる補正であります。

歳入では、簡易水道基金繰入金を計上致しております。歳出では、台風の影響で停電が発生しましたので、各水道施設へ発電機を設置しました費用を計上致しております。歳入歳出補正総額は50万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,710万円と致しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 賢二君) ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。

歳入、6ページ、歳出、7ページです。質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから承認第6号平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

日程第6. 承認第7号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算(第2号)の 専決処分の承認を求めることについて

○議長(林 賢二君) 日程第6、承認第7号平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正 予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長(西川 裕君) 承認第7号平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この補正予算は、去る8月25日に通過致しました台風15号により被害を受けました恒久対 策施設の災害復旧にかかわる補正であります。

歳入では、恒久対策事業基金繰入金を計上致しております。歳出では、川内地区の調整池取水ポンプが停電による影響で故障致しましたので、その修繕と新規購入費用を計上致しております。 歳入歳出補正総額は140万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,360万円と致しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 賢二君) ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。

歳入、6ページ、歳出、7ページです。質疑を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから承認第7号平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第40号 平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第3号)

〇議長(林 賢二君) 日程第7、議案第40号平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第

3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長(西川 裕君) 議案第40号平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

まず、歳出の主なものから御説明申し上げます。

総務費では、一般管理費で社会保障・税番号制度の導入に伴う中間サーバーネットワークなどの整備委託料を計上致しております。財産管理費では、倉谷工業団地内の産業廃棄物を適正に保管するため、飛散防止工事費を計上致しております。町有施設整備基金積立金を増額計上しております。企画費では、10月から運行を開始する予約型乗り合いタクシーの車両購入費を計上致しております。

民生費では、老人福祉費で老人福祉施設入所事業扶助費を計上、保育園費では、駐車場整備工事費を増額計上致しております。

衛生費の健康管理事業費では、平国地区周辺交流拠点センター ——これは仮称でございますが、その建設工事費を増額計上し、簡易水道施設費では、古中尾・中尾日当地区の水道施設整備補助金を計上致しております。

農林水産業費では、漁港建設費で福浦漁港整備計画の変更に伴い、物揚場の基本・実施設計業務と地質調査業務委託料を計上致しております。

商工費では、観光費で温泉センターリニューアルに伴う各消耗品費を計上し、南九州西回り自動車道津奈木インター開業に向けた観光施設案内板設置工事費を計上致しております。

土木費では、道路維持費で町道川南線用地測量設計業務委託料を計上、橋梁維持費では、橋梁 長寿命化修繕工事費を計上し、同修繕工事実施設計委託料を減額致しております。

災害復旧費では、染竹地区の河川災害復旧工事費を計上致しております。

歳入について御説明申し上げます。

地方交付税では、普通交付税の交付決定に伴い増額致しております。

国庫支出金では、地域住民生活等緊急支援交付金を増額致しております。

県補助金では、衛生費県補助金で環境・福祉モデル地域づくり推進事業補助金を増額計上致しております。

歳入歳出補正総額は1億1,790万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,560万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 賢二君) ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は8ページ、9ページです。歳出は10ページから17ページ

までです。

まず、歳出からの質疑を受けたいと思います。10ページ、11ページ。4番、久村昌司君。

- ○議員(4番 久村 昌司君) 4番、久村です。企画費の中の備品購入費、予約型乗り合いタクシー用ワゴン車購入費とあります。510万ですね。これは何台分とか、そういうのがあったら教えていただければと思います。
- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) これは乗り合いタクシー用のワゴンを1台、一応町で購入するというものでございます。歳入にも出てまいりますが、地方創生の先行型の1,100万円来るんですけど、その中で備品購入も可能ということでしたので、1台こちらのほうで購入して貸し付けると、委託業者にですね。先行型のタクシーの委託業者に一応貸し付けて、その分、委託料は当然マイナスになってくるということになりますので、一応先行型の費用で買うために今回1台購入して、委託先の業者のほうでも1台準備して、2台で運用は行うということです。以上です。
- ○議長(林 賢二君) ほかにありませんか。5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) 財産管理費の中で積立金が町有施設整備基金積立金とありますが、 今この町有施設整備基金というのはどれぐらいあるのか、お聞きします。
- 〇議長(林 賢二君) 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) 基金の額ということでよろしいですか。お待たせしました。町有施設整備基金、現在のところ5億4,218万6,636円ございます。
 以上です。
- **〇議長(林 賢二君)** よろしいですか。5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) 積立金が今回計上されてますけども、これは何か使用目的がある ために積み立てをされてるのか、何か目的なものがあれば教えてください。
- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) この3,000万が特に使用目的があるかということではございませんが、先に出てくるであろう町有施設等の整備に一応積み立てて使いたいということです。 その前に、今回、歳入にも出てまいりますが、交付税等が増額している関係で、とりあえずこの基金に積ませていただいて、将来的に利用したいと考えております。
- ○議長(林 賢二君) ほかにありませんか。7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) 7番、川野です。この10ページの総務費の一般管理費の中に委託料の437万9,000円ということで計上してありますが、その内容と、多分マイナンバー制度ですかね、それに伴うものと思うんですが、この内容と、今回これでネットワーク関係が終

了するのかどうか、お尋ねを致します。

- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) お答え致します。

議員おっしゃるとおり、今回のマイナンバー、税番号制度の導入に係る経費でございまして、 自治体間で、これは全国的にですが、中間サーバープラットホームを利用するということになっ ております。町のネットワークとその中間サーバーを暗号化した通信で一応接続しなければなら ないということで、今回、LGWANというシステムがあるんですけど、そこに接続、安全に一 応接続するために、こういう環境を整えるということで、これは全国的な整備ということになり ます。

以上です。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) 要するにマイナンバー制度と、伴うものということで、基本的に、 今、個人情報流出関係が非常にマスコミ、新聞、報道されておりますが、その辺をないように予 防のためということで考えていいんですかね、その辺も含めて。
- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) 一応、外部からの侵入に規制をかけるとか、いろいろな予防のために、また法的にも整備されましたので、後ほど出てくる個人情報保護条例等であわせて、ハード的にもソフト的にも保護を図るということで考えてございます。
- ○議長(林 賢二君) ほかにありませんか。5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) 5番、橋口です。先ほども議会の前の説明がありましたんですが、 ここでもう一度確かめておきたいと思います。
 - 10ページの5番、財産管理費の中で15番の工事請負費、その中で倉谷工業団地内の産業廃棄物飛散防止工事とありますけども、これの説明をもう一度お願いできますか。
- 〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。
- ○町長(西川 裕君) これは倉谷工業団地内の整備を最初やったわけでございます。これはなぜやったかと申しますと、やはり産廃、実際は木毛板なんですけども、セメントと木くずを固めた板ですね、これが三丸産業というところが倉谷工業団地に不良品を置かしてくれということで、その三丸産業というのが企業誘致、津奈木町の企業を誘致した先でもございましたので、まあ仕方ないだろうということで倉谷工業団地にその不良品を置かせたわけです。

ところが、契約にはあくまでも原状に復するようにしなさいということをうたってあるんですが、もともとの会社が倒産を致しました。それが放置状態にずっとなっておりました関係で、倉

谷工業団地の中心部ではございませんが、やや東側の一部にそれを積んであったわけでございまして、非常に、工業団地を後で利用する場合に非常に不便を来すというのと、それから非常にあそこが草ぼうぼうで、1回、草払いをさせましたが、なかなか、もうきれいに整地したほうがいいということで工事費をお願いして、皆さん方の了承を得たところです。

それを受けて、総務課の仕事であったんですが、現、何といいますか、振興課のほうに工事をお願い致しまして、そしてレベルをとったところが、非常に平たんであるべきなのが、少し傾いて造成されてたもんですから、その高いところを低いほうに押してレベルを水平にしようということで、泥をレベルに持ってくるために押し込んだ中で、大体はきちっと適正保管をしなきゃいけないのが、そのままの状況でレベルだったもんですから、そのままになってしまったと。で、工事完成のときの検査を総務課長のほうで致しましたところ、その産廃処理が何か少し見えなくなってるんじゃないかということだったから、どうしたんだということになったら、結局レベルになってしまってたと、周りとですね。大体、出てなきゃいけないのが、レベルになってた。

それでは産廃処理はいかんということで、これははっきり申しまして、職員の産廃処理に対する認識不足もあったと思いますが、保健所と相談を致しまして、適正管理をしなさいと、あくまでも自分の敷地であっても、雨が浸透して、そして、その雨水が地下浸透水にならんようにしなさいと、そういう保管をしなければ適正管理とは言えませんと、地中と同じレベルの中で、そのレベルにあるのは適正管理とは言えないということだったので、今度は一応工事予定としましては、それをきちっと取って、そして下の雨水浸透がないようにコンクリート張りをしまして、べたのコンクリートを、その上に産廃を残していったものを置いて、それから今度は雨水が浸透しないように被覆をするというような工事を計上させていただいております。

敷地内から持ち出せば、当然これは産廃処理をしなきゃいけないということでございますので、 あくまでも自分の敷地内であるならば適正管理をしなさいという指導がありましたもんですから、 そのようにして倉谷工業団地の有効利用を図りたいというのが主な内容でございます。

- O議長(林 賢二君) 5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) 内容はわかりました。だけども、この700万というお金というのは町民の税金です。なので、ちゃんとしたことをやっていただかないと、やはり町民の方はこういうことになってるのを知らないんですね。なので、町の長として、町長、職員の方にもちゃんとした指導をしていただきたいというのと、今回、また二度とこういうことが起きないようにしていただきたいということをお願いしときます。
- 〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。
- **〇町長(西川 裕君)** 今おっしゃるとおりでございますので、本当にこれは我々もまあ甘かったというのが現状でございますので、職員等々につきましても、十分その辺の処理をどうすれば

いいかというのも常にやっぱり研修をして、その認識を新たにさせたいと思っております。

- ○議長(林 賢二君) ほかにありませんか。1番、上村勝法君。
- ○議員(1番 上村 勝法君) 1番、上村です。5番の財産管理費とありますが、の中の土地購入費としてありますが、その購入された場所と、活用する目的を教えていただきたいと思います。
- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- 〇総務課長(林田 三洋君) お答え致します。

財産購入費と下の補償費も同じでございますが、中学校の裏山の竹がございますけど、あそこの一帯、約7,886平米を購入して、今後は町で管理して、災害等が起こらないような管理を行っていきたいというふうに考えております。また、舞鶴城公園の遊歩道等もあそこ通っておりますので、あわせて、そこで管理をしていきたいというふうに思っております。

補償費については杉、ヒノキのですね、杉384本、ヒノキ399本の補償費でございます。 以上です。

- ○議長(林 賢二君) ほかにありませんか。9番、村上義廣君。
- ○議員(9番 村上 義廣君) 9番、村上でございます。11ページの総務費の中の負担金補助 及び交付金とありますが、ここに水俣警察署沿岸警備協力会負担金5,000円、上がっており ます。これの負担割というものはどうなっているか、ちょっとお聞きしたいんですが。
- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) これは当初にも計上してございまして、水俣警察署の沿岸警備協力会は私も理事になっておるところですが、一応、前年度のときに請求が漏れてたという関係で、本年度、新たに計上していただきたいという要望がまいりましたので、ここに5,000円計上しているところでございます。

以上です。

○議長(林 賢二君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- O議長(林 賢二君) 次に、12ページ、13ページ。6番、柳迫好則君。
- ○議員(6番 柳迫 好則君) 6番、柳迫です。健康管理事業費の中の工事請負費で平国地区周 辺交流拠点センター建設工事で880万ほど上がっておりますけど、この工事内容の説明をお願 いします。
- 〇議長(林 賢二君) 振興審議員、下川秀美君。
- ○振興審議員(下川 秀美君) お答えを致します。

平国地区の町営住宅の前の町有地に木造平家のコミュニティセンターを、交流センターを建設 致しますが、当初予算で建設工事費7,762万8,000円を確保しておりましたが、建設場所 の基礎地盤が軟弱であるおそれがありましたので、安価にできるコマ基礎工法で実施する費用を 計上しております。なお、工法選定につきましては、実施設計の中で地質調査を実施して決定し たいと思っております。

以上です。

- ○議長(林 賢二君) ほかにありませんか。9番、村上義廣君。
- ○議員(9番 村上 義廣君) ただいまの、今、柳迫議員からの指摘の中で、一つ私もお聞きしたいんですが、ここ、今、平国地区のこの交流センターですね、これはあそこはレベルになっておりますが、水の流が非常に悪いわけなんですよ。だから、今後そこをどうか改修できればですね、今度のこのセンターの排水の部分ちゅうのはなるだけ流れがいいようにやってもらいたいなというふうに思ってます。

もしこれができた場合、その周りちゅうのは本当にレベル、今、レベル状態なもんですから、 非常に水はけが悪いわけです、あの漁協の周り全体がですね。だから、今度できた場合は、なる べく水はけのいいように排水あたりをやってもらいたいなというふうに要望しておきたいと思い ます。

○議長(林 賢二君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(林 賢二君)** 14、15ページ。9番、村上義廣君。
- ○議員(9番 村上 義廣君) 商工費の中の、先ほど町長からも説明があったと思いますが、工事請負費で観光施設案内板の改修工事、これが上がっております。741万1,000円ですね。これは前議会のときにも、これは委託料として、設計委託料で一応上がっていたんですが、140万。現在、今度新たにつけるということなんですかね。

それと、このする場合、前回のやつを取り外した、それをそのまま移転するのかと、もちろん、この西回りが開通致しますと、ほかに案内する文字なんかが何か余分に出てくるのか、ちょっと そこをお聞きしたいんですが。

- **〇議長(林 賢二君)** 振興審議員、財部大介君。
- 〇振興審議員(財部 大介君) お答えします。

今回の工事請負費741万につきましては、新たな案内看板2基を新設をする予定の予算でございます。想定と致しましては、高速の内野周辺ですね、トンネルから出てきて津奈木に入りまして、目につくような高台を想定致しております。それと、もう1カ所、高速インター、津奈木インターをおりまして、上下門で国道3号にタッチするわけですが、その合流地点に1カ所。まだ場所は、これというようなところは決定はしてございませんが、その2カ所に新たなものを設置するというような予定でございます。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 9番、村上義廣君。
- ○議員(9番 村上 義廣君) 前回、取り外すということでありましたですね、あれは一体どこにやる予定だったんですかね。
- **〇議長(林 賢二君**) 振興審議員、財部大介君。
- 〇振興審議員(財部 大介君) お答えします。

今の既存の案内板につきましては、今回は予算は計上しておりません。板面の塗り直し、それと前回出ておりました移設等ですね、その辺も含めまして、今後、場所等を選定を致しまして、 既設のやつについては総合的な計画が必要だろうというようなことで、今回は計上致しておりません。今後、さらに場所等を選定をしながら検討したいと考えております。

以上です。

- ○議長(林 賢二君) ほかにありませんか。4番、久村昌司君。
- ○議員(4番 久村 昌司君) 4番、久村です。済みません、園芸振興費の中の「くまもと稼げる園芸産地」というのがあります、100万3,700円ですかね。この内訳を教えていただければと思います。
- 〇議長(林 賢二君) 振興審議員、財部大介君。
- 〇振興審議員(財部 大介君) お答え致します。

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金103万7,000円でございますが、こちらに つきましては、津奈木町の受益者3名で、デコポンハウスの自動開閉装置を設置する費用の県の 補助金がつきました関係で、その県の補助金を一旦町で受け入れまして、そのまま受益者のほう へ補助金として流すというような予算でございます。

事業費と致しましては、3名で補助対象事業費で約311万1,000円、そのうち3分の 1が熊本県、3分の1が町で予定を致しております。町の補助金分につきましては、既に予算通 ってございますので、それとあわせまして受益者のほうには約3分の2の補助金を配付するとい うようなことを予定しております。

以上です。

- O議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) 14ページの農林水産業の中の水産業費、漁港建設費ということで13番の委託料に1,088万3,000円と。先ほど町長のほうから、何か地盤が想定よりも深くなっていたということで説明がございましたが、それだと思うんですがですね、それの内容と、前回の議会ですかね、事業費がかなり膨らむよと、これをやった場合は。それで、地元説明の了解も受けなければならないということで、地元説明が済んだのか、そして幾らぐらいで事業

費が収まったのか、その3点について説明を求めたいと思います。

- **〇議長(林 賢二君)** 振興審議員、下川秀美君。
- ○振興審議員(下川 秀美君) 当初計画では、防波堤を100メーター、それと物揚げ場60メーターで計画しておりましたが、地質調査の結果、推定した岩盤支持層よりも急激な下がり勾配になったため、直立消波ブロックから、一部、鋼管くい工法に変更となり、事業費が6億2,000万になりました。事業縮小で再検討を行い、福浦地区と協議を行い、事業費5億2,000万円、約1億円の事業縮小となりました。それに伴いまして、物揚げ場の位置変更となりましたので、地質調査4カ所と設計業務を計上しております。
- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) 今、説明で、防波堤が100メーターというのと、物揚げ場が60メーターと、これは縮小したメーターということで了解していいんですか。
- 〇議長(林 賢二君) 振興審議員、下川秀美君。
- ○振興審議員(下川 秀美君) 防波堤につきましては、計画で100メーターしております。実施につきましては80メーター。それと、物揚げ場については、60メーターを40メーターで計画しております。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) 今、縮小した関係で1億円減った――減ったちゅうとおかしいんですけど、事業効果等を検討した結果、これだけ縮小しても地元が納得したということですね。 基本的には、この前も言った、出たと思うんですが、特に台風時なんか家のほうに潮風というんですかね、波、潮が上がっていくというようなこともありますので、できるだけその辺をよく説明されて、最大の効果を上げるようにしていただければと思っております。
- **〇議長(林 賢二君)** ほかにありませんか。2番、本山真吾君。
- 〇議員(2番 本山 真吾君) 2番、本山です。農林水産業費の中で3番の農業振興費の中の 19番、負担金補助及び交付金で3万2,000円、鳥獣被害防止総合対策推進補助金となって おりますけれども、その内容について教えていただきたいと思います。
- **〇議長(林 賢二君)** 振興審議員、財部大介君。
- **○振興審議員(財部 大介君)** お答えします。

鳥獣被害防止総合対策推進補助金でございますが、こちらは町の鳥獣被害防止対策協議会のほうへの支出金でございまして、内容と致しましては、協議会のほうでイノシシ用のわなを購入しております。わなの設置に当たりましては、標識を取りつける必要がございます。この標識につきましては、県の補助対象経費としては認めないというようなことでございましたので、その分

を協議会で購入するために 3 万 2 , 0 0 0 円追加で交付をすることとしております。 以上です。

- 〇議長(林 賢二君) ほかに。9番、村上義廣君。
- ○議員(9番 村上 義廣君) 済みません、たびたびですが、先ほど川野議員からの御指摘の中で、私、ちょっと聞きたいんですが、この福浜漁港の地質調査委託料、これが465万上がってますね。これは前、最初の段階の埋め立ての部分が、前のほうが60メーターだったと思うんですが、これが今度40メーターになったわけですよね。この40メーターの部分の地質調査をするのが、この今上がっているこれですかね。手前はまた地質調査をするわけでしょう。60メーターの前の部分じゃなくて、手前のほうを。その部分が今度のこれですか。
- 〇議長(林 賢二君) 振興審議員、下川秀美君。
- **○振興審議員(下川 秀美君)** 今度、物揚げ場が60メーターから40メーターに変更になりまして、向きが、ちょっと角度が変更になりましたので、その関係で4カ所ボーリングを致します。
- **〇議長(林 賢二君**) 5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) 15ページの2番、観光費の中で、11番の需用費の中の消耗品、 あと18番の備品購入費の中で予算が上がってますけども、それぞれ何か教えてください。
- 〇議長(林 賢二君) 振興審議員、財部大介君。
- **○振興審議員(財部 大介君**) 品数が多数になりますので、代表的なものをお答えしてよございますでしょうか。

御存じのとおり、つなぎ温泉「四季彩」につきましては、今、リニューアル工事を進めております。11月の当初に一応リニューアルオープンということで計画を致しておりますが、その中で建物、施設そのものは新しくなりますが、中にあります備品、消耗品等、相当年数がたって古くなってございますので、あわせて、こちらのほうも更新が必要というようなことで、まず消耗品と致しましては、浴室にあります足拭きマット、湯おけ、椅子、脱衣所の籐の脱衣かご等、そういったものが主なものでございます。

開館に当たりまして大量に個数等が必要になりますので、初期の消耗品につきましては町のほうで負担をして、あと補充が必要となった場合は、当然、四季彩のほうで補充というような形を 予定しております。

備品につきましては、代表的なものと致しまして、防犯カメラ、浴室のマット、体重計、カーテン、木製のベンチ等を予定を致しております。代表的なものをお答え致しました。 以上です。

- **〇議長(林 賢二君)** ほかにございませんか。2番、本山真吾君。
- ○議員(2番 本山 真吾君) 2番、本山です。同じく観光費の中の委託料ということなんです

が、13番、委託料で温泉センターホームページ作成業務委託料と上がっておりますけれども、 内容について御説明をお願い致します。

- 〇議長(林 賢二君) 振興審議員、財部大介君。
- 〇振興審議員(財部 大介君) お答え致します。

こちらにつきましても、先ほど御説明しました内容と同様でございますが、リニューアルに向けまして、今、つなぎ温泉「四季彩」のホームページ、これも町のほうでつくってございますホームページがありますが、こちらにつきましても、内容、その他、使い勝手等を新たにしたいというようなことで、初期のホームページの作成につきましては町のほうで負担をして、ことし、町のホームページも改修を予定されておったと思いますが、それとあわせまして、機能を充実するという意味で、今回、ホームページの作成業務を委託するものでございます。

- **〇議長(林 賢二君**) 2番、本山真吾君。
- ○議員(2番 本山 真吾君) 2番、本山です。各部署のホームページを変えるということですけれども、農業関係の物産品等の販売にも非常にかかわってくるのではないかと思います。その点を強く採用していただけるような形にしていただければよろしいかと思いますので、ぜひよろしくお願い致します。
- ○議長(林 賢二君) ほかにありませんか。5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) 済みません、先ほど備品購入費の中で防犯カメラとありましたけども、この防犯カメラは何台で、どの辺に設置するか、教えてください。
- 〇議長(林 賢二君) 振興審議員、財部大介君。
- ○振興審議員(財部 大介君) お答えします。

一応3台を予定しております。一応、設置場所と致しましては、玄関、それとフロント、それとフロントから物産販売、それとレストランがございますが、そちらの方向への一応設置を予定を致しております。特に、浴場棟につきましては、いろいろございますので、そちらのほうへの設置は予定はしておりませんので、申し上げておきます。

- **〇議長(林 賢二君)** ほかにありませんか。3番、澤井静代君。
- ○議員(3番 澤井 静代君) 済みません、申しわけございません。3番、澤井です。土木費の中で道路維持費ですね、これの13番、町道川南線用地測量設計業務委託料とありますが、この場所と内容について御説明をお願い致します。
- 〇議長(林 賢二君) 振興審議員、下川秀美君。
- ○振興審議員(下川 秀美君) まず、場所につきましては、浜崎地区の前坂孝次さん宅の前の付近から上原松次さん前のほうに道路がありますが、これを道路改良を実施するために、63年度に用地買収と施工工事、それと平成元年度に施工工事を実施しましたが、分筆登記の手続きがで

きていないということが確認できましたので、今回上げてますが、その理由としましては、 63年度に施工工事を行いまして、追加買収が生じましたので、地積測量図の作成がおくれたこ とにより、登記の手続きができていなかったのかなと思っています。そのため、改めて測量を行い、地積測量図の作成を行いたいと思っております。

以上です。

○議長(林 賢二君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(林 賢二君) それでは、16ページ、17ページ。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。歳入は8ページ、9ページです。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

O議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから議案第40号平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第8.議案第41号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(林 賢二君) 日程第8、議案第41号平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補 正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長(西川 裕君) 議案第41号平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3号)について御説明申し上げます。

歳出では、小津奈木及び男島配水地への水俣市水道使用料の増額を計上し、基金積立金を減額 致しております。歳入については、基金繰入金を増額しております。歳入歳出補正総額は 300万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,010万円と致しております。 よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 賢二君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。

歳入、6ページ、歳出、7ページです。質疑を求めます。7番、川野雄一君。

- ○議員(7番 川野 雄一君) 7番、川野です。今、総務管理費の中の一般管理費で600万 5,000円ですかね、水俣市水道使用料の追加ということでございますが、その追加の理由と、 全体で幾ら今あるのか、金額が、の説明を求めます。
- 〇議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(倉本 健一君) 約600万の追加なんですが、この主な理由としましては、小津奈木の水質が現在濁っている状況があります。そのため、水俣からの水道使用料がふえてるということがまず一つです。

それと、ことしの4月から、役場裏にあります男島のほうの配水池、そちらのほうを一応現在使っております。そちらのほうの水は全て水俣のほうからの水になってるもんですから、その二つの要因がありまして、金額がふえております。

現在の金額については、ちょっと調べますけど、よろしいでしょうか。

- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) 今の答弁で、たしか前の議会でも、何か小津奈木の水源がよくなくて水道料がふえますよというのがあったと思うんですね。それを何かポンプをかえると、3号線の横の話だったんですかね、あれをかえると、もとに戻るからという答弁があったんですが、それはもとに戻らなかったということで理解していいんですか、また追加をしてあるということは。

それと、もう一つは、男島の裏のタンクちゅうのは山の上のタンクのことですかね。前、男島 団地をつくるときに、あそこにタンクをつくったと。あれを新たに使うようになったのでふえた と、今、私はとったんですが、そういう理由ですかね。

〇議長(林 賢二君) 暫時休憩致します。

| 午前11時02分休憩 | |
|------------|--|
| | |
| | |

午前11時03分再開

- 〇議長(林賢二君)休憩に続き会議を開きます。振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(倉本 健一君) 小津奈木の水質に関してなんですが、結構、ポンプで吸い上げます と、水位が下がるわけなんですが、下がることによって濁りが生じますので、それを生じないが

ために、吸い上げる量を減らして、水俣からの使用料をふやしたということです。

それと、先ほど、以前ポンプを入れかえたんですが、入れかえたすぐは結構水的には水質はよかったんですけど、だんだんとやっぱり吸い上げ能力が低下をしまして、ある程度、濁り水もある程度、目詰まりといいますか、目詰まり等が発生して吸い上げる能力が減って、結果的には水俣からの水をふやさなければならないというふうな形になっております。

一応ポンプを入れかえたときには、すぐには水俣からの水の量は減っております。それだけ、 くみ上げができたといいますか、能力も……。ちょっと説明になっておりませんけど。

〇議長(林 賢二君) 暫時休憩します。

| 到111m(00分) N/5层 |
|-----------------|
| |
| |
| |

午前11時05分休憩

午前11時08分再開

- 〇議長(林 賢二君)休憩に続き会議を開きます。7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) 7番、川野です。大体、今、事情がわかりました。基本的には一番心配するのは、やっぱりいい水を飲まないと健康に悪いということでございますので、今言ったようなことに対してどのような対応策を考えているのか、お尋ねを致します。
- 〇議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(倉本 健一君) 現在、統合計画で事業を行っておりまして、岩城の配水池、531トンの配水池を現在計画しております。早ければ29年度に新しい531トンの配水池からの配水が可能かと思います。配水池自体は今年度着工の予定ですので、でき上がるんですが、それまでの管路ですね、管路のほうが来年以降になりますので、そういった関係で早くても29年度ということで、29年度から使用ができるというふうに考えております。以上です。
- 〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。
- ○町長(西川 裕君) この水俣市からの水道の経緯を皆さん御存じじゃないかもしれませんが、 小津奈木水道ですね、あそこは水俣地なんですね。水俣地に掘っております。ですから、ここは 津奈木と水俣で紛争をして、新聞沙汰になった経緯がございます。

水俣市の住民の、これは名前言っていいのかな、(聞き取り不明)さんという方、あの付近に 町の水道を無償でやるちゅうんですか、それに対して水俣市は結局、津奈木町の水道を使うんだ から、それは困るというクレームがあって、おまけにその掘ったところが水俣地であると。それ は中国とおんなじですよね。それと同じで、ボーリングするのは自分の地に掘らじゃということ で、問題が勃発しました。その中で、ずっと、一応それは解決をしまして、小津奈木水道として 存立したんですが、やはり小津奈木水道は日量500トンだったと思いますけども、まあまあ優良な井戸でございました。

しかし、やっぱりどうしてもその辺が、津奈木の小津奈木地区に干拓がございまして、干拓地に住物冷凍というのがございました。で、だんだん足らなくなって、岩城水道を応援しなきゃいけないという事態になりました関係で、干拓地周辺、ここの部分は水俣市から水道をもらえないかということで、私が吉井市長のときに交渉に行きましたら、いいよということになって、それから水俣市の水道、水俣市は上水道ですから、簡易水道と違いますので、一旦、上水道でいつでも飲める水を津奈木町の簡易水道に移しかえて、簡易水道として配給するという手間暇をしなきゃいけないわけですね。で、上水道の水を簡易水道の施設に入れ込むと、そして小津奈木の配水池に一旦送って、それから配水するというような手法をとっております。

今後、将来的には上水道、簡易水道、統合すると、今は経営だけなんですが、そういう傾向に はありますけども、なぜそれは分離されなきゃいけないかちゅうと、簡易水道はあくまでも国の 補助金がつくわけです。上水道は自分の自前で全てやらなきゃいけないということでございます ので、その辺が、国費の補助を受けてる簡易水道と、自前でやる上水道、これは違いますので、 それは分離しなさいという話なんですね。

大体、水俣市としても、緊急に津奈木町が水不足になったときは送りますよとなってるんですが、常時、水はありますので、建前上は水不足になったときに水俣市が送りますよということになっております。しかし、一応日量300トン、これは契約内容も知ってもらわないといけませんが、日量300トンを上限にということになっておりますので、これを超えるときがあります。ですから、これは我々も注意しなきゃいけないということでございます。

〇議長(林 賢二君) ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから議案第41号平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第42号 津奈木町個人情報保護条例の一部改正について

○議長(林 賢二君) 日程第9、議案第42号津奈木町個人情報保護条例の一部改正について を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長(西川 裕君) 議案第42号津奈木町個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

社会保障・税番号制度において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日から施行されるに当たり、マイナンバー情報の目的外利用を認めるときや、開示・訂正・利用停止の請求に関する事項などで法の規定が読みかえて適用されている部分などについて、本条例を改正する必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(林 賢二君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、橋口知恵子君。

○議員(5番 橋口知恵子君) 5番、橋口です。これはマイナンバー制度が10月から施行されるということですけども、やはり町民のほうに、この前、回ってきてました、回覧板のほうで回ってきたんですが、その回覧の中を見てみましても、なかなかやっぱりぱっとわからないんですね。

そしてあと、一つ質問があるんですが、貯金通帳の、それも向うのほうにわかってしまうって、個人の管理がされるということでしたので、それが本当にされるのかどうか、ちょっとお聞きします。

- **〇議長(林 賢二君**) 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) お答えします。

本条例には少し関係がちょっと外れますけど、マイナンバーについては、将来的には銀行関係 の預金等にも使われる予定になってございます。

今回の改正は、うちの個人情報に、その番号法と言われるのが10月5日に施行されるもんで すから、それに合わせて本条例を改正して、番号法にそぐう条例としたいということで提案して ございます。

- **〇議長(林 賢二君**) 5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) 先月――今月でしたね、そのマイナンバーのチラシが回ってきたんですが、あれは回覧で回すというのはちょっとおかしいと思うんですよね。全世帯にあの冊子というのは渡してもらわなければ、今後どうなるかというのがですね、ただ、もうぱっと見ただ

けで、あっ、次に回そうという感じになりましたので、ちょっとそこのところは考えていただきたいというのがありますので、資料は全戸に配布していただきたいんですが、どんなでしょうか。

- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) 一応この前、回覧しましたのは、ちょっと部数が足りなかったもんですから、回覧ということになりましたけど、今、一応毎月マイナンバーについては広報のほうで特集をしておりまして、もう3回目が載ったと思います。これに合わせて、また広報とかのほうで仕様をわかりやすく説明した文書を載せたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(林 賢二君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから議案第42号津奈木町個人情報保護条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第43号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

○議長(林 賢二君) 日程第10、議案第43号津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部 改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

〇町長(西川 裕君) 議案第43号津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 御説明申し上げます。

町が設置する委員会等のうち、附属機関の性質を有するものについては、地方自治法第 138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関として条例で定める必要があり、今回、津 奈木町まち・ひと・しごと創生有識者会議、それから津奈木町立平国小学校統廃合協議会及び津 奈木町スポーツ活動環境整備検討委員会が設置されることにより、本条例の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 賢二君) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから議案第43号津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 御議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第44号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

○議長(林 賢二君) 日程第11、議案第44号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

〇町長(西川 裕君) 議案第44号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを御説 明申し上げます。

津奈木町まち・ひと・しごと創生有識者会議、津奈木町立平国小学校統廃合協議会及び津奈木町スポーツ活動環境整備検討委員会の設置に伴い、新たに追加された附属委員について、委員の報酬を定める必要があるため、本条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 賢二君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから議案第44号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第45号 津奈木町手数料条例の一部改正について

○議長(林 賢二君) 日程第12、議案第45号津奈木町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

〇町長(西川 裕君) 議案第45号津奈木町手数料条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

社会保障・税番号制度の開始に伴い、通知カード、個人番号カードの再交付に伴う手数料を定め、個人番号カードへの移行による住民基本台帳カードの発行等にかかわる手数料条例を削除する必要があるため、改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 賢二君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから議案第45号津奈木町手数料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第46号 津奈木町公民館条例の全部改正について

○議長(林 賢二君) 日程第13、議案第46号津奈木町公民館条例の全部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

〇町長(西川 裕君) 議案第46号津奈木町公民館条例の全部改正についてを御説明申し上げます。

津奈木町公民館の機能を農業就業改善センターから、つなぎ文化センターに移管するために改 正を行うものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

- O議長(林
 賢二君)
 説明が終わりました。
 - これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番、久村昌司君。
- ○議員(4番 久村 昌司君) 4番、久村です。津奈木町公民館の機能を改善センターから文化センターに移管するためという内容ですけど、この改善センターというのは今後どうなるのか、その立場上、今まで、どれがどういうふうに変わるのかちゅうのを少し聞かせていただければと思います。
- 〇議長(林 賢二君) 教育課長、椎葉正盛君。
- **〇教育課長(椎葉 正盛君)** 改善センターのこともありますけれども、私は文化センターのこと についてお答えしたいと思います。

社会教育法第20条の規定によりまして、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、公民館の設置及び管理に関する事項を条例により定めるということになっております。一応つなぎ文化センターは、建設当時から文化事業の開催が主なものでございましたので、文化センターを公民館として設置しておくことが妥当でありましたけれども、当時は共同福祉施設ということで、津奈木町の持ちものではなかったということで、あえて改善センターのほうを公民館として設定をしておりました。

今回、津奈木町のほうに文化センターのほうが移管されておりますので、改善センターのほう から文化センターのほうに公民館の機能を移すということになります。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 4番、久村昌司君。
- ○議員(4番 久村 昌司君) 今後の改善センターの位置づけというのはどういうふうになるんでしょうか。
- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) ここに上程してあります条例そのものは、改善センターから文化センターに公民館機能を移すということですが、当初は教育委員会もこちらの庁舎にあった関係で、改善センターのほうが利用しやすい、公民館として利用しやすいということもございました。ですから、そのまま残っとったわけで、特に改善センターがそれにより変わる、機能が変わるということはございません。

以上です。

○議長(林 賢二君) ほかにございませんか。8番、寺本信介君。

- ○議員(8番 寺本 信介君) 8番、寺本です。今こういうふうな議案第46号を審議をしていくわけで、そこの中で全部を改正するという文言があります。第4条の「公民館に館長その他必要な職員を置くことができる」とありますが、現在の公民館長というのはどなたになってますか。
- **〇議長(林 賢二君)** 教育課長、椎葉正盛君。
- **〇教育課長(椎葉 正盛君)** 町長が館長になっております。
- ○議長(林 賢二君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから議案第46号津奈木町公民館条例の全部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4. 議案第 4 7 号 津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長(林 賢二君) 日程第14、議案第47号津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

〇町長(西川 裕君) 議案第47号津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等にかかわる保育士の数の算定について、保育士または看護師に加え、准看護師も1人に限って保育士とみなすことができるとする改正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(林 賢二君) ただいま説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を求めます。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから議案第47号津奈木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第48号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長(林 賢二君) 日程第15、議案第48号津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一 部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長(西川 裕君) 議案第48号津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成27年1月1日より児童福祉法の一部を改正する法律及び難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患医療費の支給等について改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 賢二君) 説明が終わりました。

これから質疑を求めます。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから議案第48号津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第49号 工事請負契約の締結について

- ○議長(林 賢二君) 日程第16、議案第49号工事請負契約の締結についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。
- ○町長(西川 裕君) 議案第49号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。 岩城配水池築造工事については、去る9月1日、建設工事共同企業体4社により指名競争入札 を実施致しました結果、本案のとおり落札されました。工事内容は、ステンレスタンク531立 方メートルを築造するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(林 賢二君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから議案第49号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第50号 工事請負契約の締結について

- ○議長(林 賢二君) 日程第17、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。
- **〇町長(西川 裕君)** 議案第50号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

福浦漁港防波堤工事(その2)については、去る9月1日、建設工事共同企業体5社により指名競争入札を実施致しました結果、本案のとおり落札されました。工事内容は、防波堤の基礎となる鋼管ぐいを10本設置するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 賢二君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから議案第50号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 認定第1号 平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

- <u>日程第19. 認定第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の</u> 認定について
- 日程第20. 認定第3号 平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- <u>日程第21. 認定第4号 平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定</u> <u>について</u>
- 日程第22. 認定第5号 平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 日程第23. 認定第6号 平成26年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 日程第24. 認定第7号 平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- ○議長(林 賢二君) 日程第18、認定第1号平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の 認定についてから、日程第24、認定第7号平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳 出決算の認定についてまでは、さきの議会運営委員会で委員会へ付託する旨の答申があっており ますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま一括議題としました議案については、会議規則第35条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第18、認定第1号から、日程第24、認定第7号までの7議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、日程第18、認定第1号から、日程 第24、認定第7号までの7議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに 決定しました。

各常任委員会におきましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告を願います。

日程第25. 同意第5号 津奈木町教育委員会委員の任命同意について

○議長(林 賢二君) 日程第25、同意第5号津奈木町教育委員会委員の任命同意についてを 議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

〇町長(西川 裕君) 同意第5号津奈木町教育委員会委員の任命同意についてを御説明申し上げます。

教育委員の岩﨑安志氏が、平成27年10月31日の任期満了を最後に、御退任されることとなりました。岩﨑委員におかれましては、長きにわたり教育行政の発展に御尽力いただき、その功労に対して深く感謝申し上げるところでございます。

そこで、岩﨑委員の退任に伴い、新たに林田雄二氏を御推薦申し上げます。

赤崎出身の林田氏は性格温厚で、赤崎小学校閉校の際にも実行委員として活躍していただきました。熊本大学を卒業され、各界で活躍、経験も豊富なことから、教育委員として最適任者であると考え、ここに御提案申し上げる次第でございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(林 賢二君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから同意第5号津奈木町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、同意第5号は原案のとおり同意する ことに決定しました。

日程第26. 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長(林 賢二君) 日程第26、報告第3号平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率についてを議題とします。

本案について説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長(西川 裕君) 報告第3号平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率 について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を添えて報告致します。

まず、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額がなく、また、将来負担比率も算出されないという結果となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度3.1パーセントから2.7パーセントと減少しております。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、簡易水道事業及び宅地造成事業ともに、資金 不足がない結果となっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長(林 賢二君) ただいま説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

日程第27. 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長(林 賢二君) 日程第27、報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価結果の報告についてを議題とします。

本案について説明を求めます。町長、西川裕君。

〇町長(西川 裕君) 報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果 の報告についてを御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の権限に 属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価結果を別冊のとおり報告致します。 よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(林 賢二君) ただいま説明が終わりました。
 これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) 7番、川野です。この4ページを見ていただきますと、下から 3行目ですかね、青少年体験活動事業についての2次評価については、事業の継続を中止っちあ りますね。昨年もたしかCランクが、見直しの必要があるというのもあったと思うんですが、そ の辺、このDについては、もうしないということで理解していいんですかね、評価が、事業見直 し。
- **〇議長(林 賢二君)** 教育課長、椎葉正盛君。
- ○教育課長(椎葉 正盛君) お答え致します。

この事業につきましては、類似の事業をいろいろやっております。例えば、つなぎ遊びの学校 等につきましては、田植え、稲刈り、キャンプ、それからスケート等、登山、このあたりをやっ ております。

それから、B&G海洋クラブというのがございまして、これも同じようにこういう事業に参加をして、保護者あたりも一応一緒に参加しておりますので、事業をスクラップ・アンド・ビルドといいますか、事業自体がもう役目を終わったということで、今回はもう廃止をするということで提言をいただいております。

以上です。

○議長(林 賢二君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これで報告第4号を終わります。

日程第28. 陳情第5号 九州看護福祉大学水俣分校誘致に関する陳情書

○議長(林 賢二君) 日程第28、陳情第5号九州看護福祉大学水俣分校誘致に関する陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第5号については、会議規則第85条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

本案について提案理由の説明を求めます。8番、寺本信介君。

〇議員(8番 寺本 信介君) 陳情第5号九州看護福祉大学水俣分校誘致に関する陳情書について御説明致します。

現在、水俣芦北地域においては、看護師及び介護福祉士が不足しており、その推進も困難をき わめております。当地域は水俣病発生地でもあり、疲弊度も高く、若者の働く職場も少ないため、 郷里を離れていく方も少なくありません。

このような状況下において看護師及び介護福祉士の学校を設立できれば、医療や介護等の安定した雇用も可能となり、地域の高齢化防止並びに地域の活性化に大きな成果を及ぼすものと考えます。

よって、水俣芦北管内の看護師並びに介護福祉士不足を改善するため、九州看護福祉大学水俣 分校の誘致を要望するものです。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 賢二君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから陳情第5号九州看護福祉大学水俣分校誘致に関する陳情書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は原案のとおり採択する

〇議長(林 賢二君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会致します。お疲れさまでした。

午前11時47分散会

平成27年 第3回(定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成27年9月17日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成27年9月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 上村 勝法君 2番 本山 真吾君

3番 澤井 静代君 4番 久村 昌司君

5番 橋口知恵子君 6番 柳迫 好則君

7番 川野 雄一君 8番 寺本 信介君

9番 村上 義廣君 10番 林 賢二君

欠席議員 (なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉澤 信久君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …… 西川 裕君 副町長 … 山田 豊隆君

教育長 …… 塩山 一之君 総務課長 … 林田 三洋君

振興課長 …… 倉本 健一君 振興審議員 … 下川 秀美君

振興審議員 … 財部 大介君 住民課長 … 新立 啓介君

平成27年第3回定例会

一般質問通告表(平成27年9月17日(木)午前10時)

| 順番 | 質問議員 | 質問事項 | 質 | 問 | 0 | 要 | 川口 | 質問の相手 |
|----|-------|--|--|---|---|--------------------------------------|-------------------------------|--------------------|
| 1 | 川野雄一 | ①町の防災対策について | した 置旧まの 河上の が のが、 | とが、台風 避難ない と、所なのが と、はない。 はなり、 はなり、 はなり、 はなり、 はなり、 はなり、 はなり、 はなり、 | に対する といるのか は応のか たとがしいて ないて ない | る対応に 害、関 、し で 要ね に の に 険 し ま | 職災 民 草でてす 員害 か 木あい。 がるた | 及び担当課長 |
| | | ②白ヶ浦地区 防災対策に ついて | した。 | - 浦地区は、 て住民生活に な避難路の研 車工事として 圣減を国に要 こが、進捗お | 工支障を | きたすの 西回り自 路設置に というこ | で動るとであるとで | |
| | | ③地方創生総 合戦略策定 について | を ン を 査 さ ま う く そ で き る き る り る り る り る り る り る り る り る り る | 1減少に歯止図る目的でと「津のでを対している」とはない。 という はい | 「津奈オ 大町地方: かに、町 イディン結果に 方策と、 | で町人口 創生総合 民アンケ アの募集 ついてお | ビ戦ーを弱いまし | 町 及 担当課長 |
| | | ④マイナン バー制度に ついて | 今 法、 | アンバー制 後のスケジョ 個人情報源 aします。 | Lール、 | カードの | 活用方 | 町長及び担 当 課 長 |
| 2 | 本山 真吾 | ①高齢化に伴 う草刈作業 などの共同 作業につい て | 季 <i>0</i> 負担 員数 | 、口減少・高 D奉仕作業‡ B増となって 枚を増やし、 こはできない | 共同作業 ている。 町民の | が、年々 行政で美 負担を軽 | 町民の 化作業 | 町 長 及 び 担当課長 |

| | | ②道路や建物 などの維持 管理につい て | ①町道の舗装箇所が著しく悪化し、交通事故の発生が懸念されるような箇所が見受けられる。補修や再舗装などの実施の基準はどのようになっているのか伺います。 ②町営住宅で、外壁内装等が傷みや汚れなどが目立つが、今後リフォーム等の計画はどうなっているのか伺います。 | 町 及 担 当 課 長 |
|---|-------|---|---|----------------------------|
| | | ③人口減に伴 う振興政策 について | ①町内22地区のうち、いわゆる限界集落といわれる地区はあるのか。また、限界集落になりうる地区は、何年後どの地区がなるのか伺います。 ②町内でも、地域によっては生活のしやすさなどに格差が広がっているように思われる。生活格差是正の具体策について何います。 | 町 及 担当課長 |
| 3 | 上村 勝法 | ①津奈木町の 指定文化財 の維持管理 について | ①津奈木町には、さまざまな指定文化財がありますが、誰が、どのように維持管理しているのか伺います。 ②赤崎地区の町指定文化財が台風15号によって被害を受けたが、町の対応はどうなっているのか。 ①町の人口が減るにつれ、体育行事への参 | 教育長び担当課長 |
| | | ②町民体育祭 の全体の見 直しについ て | 加が困難になりつつあるが、地区の統合や、プログラムの見直し等を考えていないのか伺います。 | 教 育 長 及 び 担 当 課 長 |
| 4 | 橋口知恵子 | ①台風 1 5 号 の被害対策 について | ①台風15号は九州直撃の予測であったが、町として台風襲来に備え、特別の対策を講じられたのか。 台風15号によって町内全域で被害が出ているが、町の施設の被害、倒木などによる道路の被害、町営住宅等の主な被害状況はどうなっているのか。 竹中団地では屋根瓦が吹き飛び、畳、家具などに被害が出ている。町として早急な被害対応が必要と思うがどう考えているのか。 | 町 及 担当課 |

| | ②シルバー人 材センター 創設につい て | , | 町 長び担当課長 |
|---------|---------------------------------|---|--------------------|
| | ③老人会参加 行事の簡素 化と交対策 ついて | 行事と行政の要請による参加行事等が 多すぎる。役員は参加人員を確保する | 町及りまました。 |
| | ④海岸沿いの 防災対策に ついて | ①福浜漁港の堤防外側から住宅前の堤防に 消波ブロックが設置されている。しか し、風が強いときには住宅まで波しぶ きがかかっている。 また、合串福浦線の長浜崎から福浦方面 の道路が海と隣接しているためガード レールが腐食して危険な状態になった ままである。波しぶきや道路への海水 の流入を防ぐために、消波ブロックの 増量や設置ができないか。県に要望し て欲しいがいかがか。 | 町及担当課長び長 |
| 5 澤井 静代 | ①民生委員・ 児童委員の 増員につい て | ①民生委員・児童委員を経験した一人として、当時から協議会の要望として増員の働きかけをしてあったと思うが、現在においても改善されていないのはなぜか。②民生委員・児童委員の要請については、今後は益々困難を極めるのではと危惧していますが、そこで、せめて各委員への活動費の増額はできないか。 | 町 長 及 び 担当課長 |

午前10時00分開議

○議長(林 賢二君) 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長(林 賢二君) 日程第1、一般質問を行います。

5名の方から質問通告を受けております。1名につき、質問時間及び答弁時間を60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願いを致します。

また、執行部も明快かつ簡潔な答弁をお願い致します。

本日の質問順番をお知らせします。1番、川野雄一君、2番、本山真吾君、3番、上村勝法君、 4番、橋口知恵子君、5番、澤井静代君の順とします。

それでは、まず最初に、7番、川野雄一君の質問を許します。

○議員(7番 川野 雄一君) おはようございます。7番、川野雄一でございます。本日は一般質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。一般質問通告書に基づいて、順次質問を致しますのでよろしくお願いを致します。

質問に入る前に、9月11日の関東東北豪雨により亡くなられた方の御冥福と被災された方に 心からお見舞いを申し上げます。

それでは、まず初めに、防災対策について、2項目の質問を致します。質問に入ります。

1の①ということで、今、日本各地で異常気象等により想定を超える自然災害が多発をして甚大な被害をもたらしています。そのような中で、津奈木町においても8月25日未明に非常に強い台風15号が、十数年ぶりでしょうかね、町を直撃し、被害をもたらしたということで、そのときの職員の配置状況は、防災関係ですね。避難所開設場所、避難者の数はどうだったのか。また、被害の概要と災害復旧状況についてお尋ねを致します。なお、台風の対応等に関する町民からの要望等はなかったのかについてもお尋ねを致します。よろしくお願い致します。

- 〇議長(林 賢二君) 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) お答え致します。

台風15号の対応とのことですが、まず、時間に沿ってお答えを致します。

前日になりますが、8月24日の午後3時、台風15号に係る災害対策本部を設置しております。役場内です。この中で対策会議を行っております。

午後4時に、避難準備情報を発令しております。これは、エリアメール、防災メール、有線放送で流しております。皆さんの携帯等にも管内にいらっしゃったら届いたと思いますが、エリア

メールで現在、避難準備情報を発令中です。午後5時に一応避難所を開設致します等の情報を皆さんの携帯にも流したというふうに思っております。

午後5時になりますと避難所を開設致しております。避難所は改善センター、赤崎漁村センター、平国小学校体育館を開設しております。それぞれ住民課職員を2名配置しております。

午後6時46分になりますと、暴風波浪警報が発令されております。

午後10時48分、大雨洪水警報発令、この時点で役場は4名待機しております。

25日午前3時、いよいよ台風が近づく暴風圏内の前でございますが、は、私も出まして、計6名で待機を致しております。

午前4時現在で避難者総数、3カ所ですが、50世帯73名、これが最大の避難者数でございます。

午前4時過ぎ、役場を含み、全町的に停電を致しております。

午前7時より総務課、振興課職員を随時出勤しております。

午前8時台に避難所から全員帰宅しております。同刻に、消防団員の倒木等の応急措置を総務 課として依頼しております。

午前10時38分、警報が解除されました。

午前11時、警報解除に伴いまして避難準備情報を解除致しております。

応急措置が終わりました時点、主に終わりました時点の午後5時に災害対策本部は解散という ことでございます。

総務課で関係の把握しております災害でございますが、まず、公共施設、文化センター、平国コミュニティセンター、竹中団地、教育委員会の建屋、児童クラブの建屋等に被害が出ております。

民家で御連絡があった分、一部損壊の部分については、20棟が御連絡があっております。

住民からの御要望でございますが、一番多かったのが停電の早期回復、こちらのほうに、役場ではとてもちょっと対応ができない問題ではございますが、特に九電等の電話がつながらなかったせいもありまして、役場に苦情が殺到しております。倒木の処理、2番目に多かったのが、この倒木の処理、道路が通れないということでございます。有線放送の早期復旧、一部の有線放送が断線しておりましたので情報が聞こえないということで、これの早期復旧があっております。

道路関係については、振興課長のほうから答弁させます。よろしくお願いします。

- 〇議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(倉本 健一君) それでは、振興課が管理してます道路等、施設の被害状況、対応、 復旧状況についてお答え致します。

8月25日、早朝より、道路への倒木等の被害が数多く寄せられておりまして、まず、生活道

の確保が優先だと考え、8時20分、振興課内で会議を開き、津奈木町を大字ごとに分けまして、 町内業者に割り振りを行っております。生活道路については、その日のうちに車が通れる状態に しました。

また、停電についてなんですが、津奈木町が県内ワースト2で、復旧まで数日かかるっていうことを判断しまして、津奈木町簡易水道施設のポンプを稼働させるための発電機、これの手配を行いました。当日の夕方までには宮崎県のほうから届きまして、その後、施設のほうに配置し、断水を最小限にとどめることができたっていうふうに思っております。

各施設の詳細についてなんですが、町道については、19路線に倒木等の被害がありました。しかし、その日のうちに車が通れる状態になっております。農道については2路線、これについても倒木の被害がありましたが、その日のうちに通行可能となっております。また、林道についてなんですが、9路線に倒木の被害がありましたが、現在は通行可能となっております。町営住宅等については、5団地に屋根などに被害がありまして、当日から復旧及び応急措置を行い、現在も復旧を行っている状況です。また、四季彩、美術館、三ツ島海水浴場のほうでは、倒木の被害があっております。また、駅舎、駅舎のほうではガラスが割れる被害が起きておりますが、現在は復旧しております。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) 今、総務課のほうからと振興課のほうから、対策本部設置については時系列っていうんですかね、そういうことで説明をしていただきまして、事前に、前の日に対策本部を設置されたということで対応を協議され、避難所を開設をして、そして、一番ひどいのが、私も3時半から4時ぐらいが一番ひどかったと思う。多少私もですね、台風に対しても十数年ぶりということでちょっと甘い考えがあったもんですから、ちょっと戸締まり等し忘れたところに被害が出たっていうような感じでございます。

今言うように、避難所3カ所で七十何名ですかね、73名の方が避難されたと。これは、大変 私はよかったと思います。やはりひとり暮らし等が多くなっていますのでですね、その辺につい てはやっぱり事前の予防的避難というのが大切ではないかと思っております。

それと、振興課関係におかれては、かなり業務の事務分掌が広いということで、道路関係がかなり被害を受けたということで、町道から、そういう農道関係、生活路線については、その日のうちに復旧されたということで非常によかったんじゃないかと思っております。

ただ、気になったのが、今、総務課関係については、もう警報等が出たときに6名体制とかされていますけど、今、対策会議を何か8時20分にされたということですが、多分そのときにはですね、私も6時ごろ役場のほうにも電話してるんですよ。そういう時点においてはですね、か

なり被害が、通れないというようなことが来ていたと思うんですが、もうちょっとその辺については早く対策会議ができなかったかについて、ちょっと振興課長のほうに伺いたいと思うんですが。

- 〇議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(倉本 健一君) 町内全体のですね、被害の状況あたりを把握しなければいけませんので時間が8時20分っていう時間になったっていうことです。私もですね、もちろん台風が来ていたとき、状況あたりは確認をしております。で、要は被害が起きた後、どういうふうにして復旧をするかちゅうところに着目しておったわけなんですけど、ある程度、業者あたりのほうにも指示を出さないといけないということで、時間的にそういう、8時20分っていう時間になっております。

以上です。

- O議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) わかりました。できたらですね、そういういろんな検証をされて、 悪い点があったらまた改善されるということで、していただければと思っております。

それと、先ほど町民からの要望ということで、停電、これが一番みんな困られたと思われたと思うんですよね。その日、あくる日ですかね、復旧したところ3日ぐらいかかったんですかね、最後のやつね。私たちにも大分問い合わせがありましたけど、やっぱりなかなか風倒木等によってできないというようなことでございました。

それと、もう一つ、私のほうが気になったのがですね、避難所開設について町民の方からあったんですが、先ほど3カ所ということで、私たちは通常、文化センター等はあけると思っているんですが、そこをなぜあけなかったのかという問い合わせがあっております。その辺について開設しなかった理由について説明を求めたいと思います。

- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- 〇総務課長(林田 三洋君) お答え致します。

今回の台風はですね、通常の九州を途中から横断するというコースとちょっと違っております。本町と天草の間を不知火海に沿って北上するちゅうことが衛星とかを通じて既に予想されておりました。このため、東からの強い風が考えられておりました。これは、県からの予想でもそうでございます。文化センターの避難場所である和室といいますのはですね、東側全面が総ガラスになっております。サッシになっております。その破損のおそれがあるんじゃないかということと、昨年10月の台風で文化センターの避難者がですね、7世帯11名でした。このこともあり、今回、より安全な改善センターを中心に開設を致しております。避難者の数によりまして文化センターを開設の予定でしたが、改善センターも夕方の時点でですね、20名程度の避難者でしたの

で、追加開設は致しておりません。新しい衛星のひまわりとかも一応活用できるようになりましたのでですね、より詳細なですね、予想が可能となりました。今後はですね、やっぱその情報を見ながらですね、適正な避難所開設、また文化センターも含めたところでですね、随時対応してまいりたいというふうに考えております。

先ほど議員のほうからありましたですね、台風の対策についてもですね、皆様の意見は真摯に 受けとめましてですね、今回の台風を教訓にですね、役場の待機者を含めた緊急時の早急な対応 と、改善すべき点は改善してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。
- ○町長(西川 裕君) 今、災害、台風対策については職員のほうでお答えしたとおりですが、 私、一番よかったって感謝申し上げたいのは、消防団がですね、全て朝から回っていただきまし て、このような要請をしましたところ、本当に自主的あるいは皆さんが快く、チェンソーを持っ て町道あるいは民家等々に倒れとる倒木の伐採、これはもう業者だけではとてもできません。そ ういう点で非常に消防団に感謝申し上げたいと、こう思っております。

停電につきましてはですね、これは九電からの謝りがありました。非常に倒木が多くて断線、いわゆる電線が切れてる箇所があって、特に山のほうでそういうのがあったために、それを、山の倒木を切っていくのに時間がかかったということで、そこに消防団等々も来てもらって、なるべく断線したところに行くのがなるべく早かったので、停電はあったけども予想以上に早く復旧ができたと。消防団の方にも感謝をしたいというようなことでございました。

やっぱ5日、1週間ぐらい停電した経緯がございました。これ鉄塔が折れて、人吉からも水俣からも来ないというのがございましたが、このとき一番困ったのはやっぱり電源でした。そのときは温泉センターに電源を持ち込みましてお風呂を無料でやると。こんとき1日1,000人以上おいでになったと思いますが、いわゆる水がないとなかなか難しいんで、先ほど申しましたように、宮崎県のほうから電源を借りまして水道施設に配備したと。地区水道につきましては建設業者の電源を利用されてるところもございまして、水に関しましては、非常に停電の割には生活が、ある程度普通の生活ができたんではないかと思っております。

今後どういう、風台風なのか雨台風なのか、そのあれによって違いますけども、今回は風台風で非常に倒木が多かったということで、これも一つの教訓として、今後対策も考えていきたいと思っております。

- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) 今回の台風についてはですね、私は批判的なことを言ってるわけ じゃなくて、私も元役場職員としてですね、やはり役場の行政側としての防災に関しては、やは

り重要な役目を持ってますので、そういうのをしていただければと思ってしております。

それと、文化センターについてはですね、やっぱ高齢者がふえてる関係で、この地域防災計画にも、染竹から中尾付近もあそこというふうに指定をしてございますので、今、総務課長が答弁されたとおりですね、今後ともそういう危険がないような対策をして、あけてもらえればと思っております。基本的には今度、今、15号に対する町の対応をですね、検証されて改める部分等があったら改めていただいて、住民の生命、財産を守る観点からもよろしくお願いを致しまして、次の質問に移らせていただきます。

次にですね、1の②の質問に入ります。河川の防災対策として、河床に草木が生えたり、土砂が堆積して危険であるので撤去をしてほしいと。もう何回も要望をしてたんですが、その後の進 捗状況についてお尋ねを致します。

- 〇議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(倉本 健一君) 県管理の河川、千代川と津奈木川、一応2カ所とも2級河川なんですが、毎年、単県事業要望として河床のツルヨシの除去、あと土砂掘削をお願いしております。予算の関係もありまして、なかなか実施してもらえてないのが実情です。昨年7月には千代川の除草と津奈木川のグリーンゲイトから鳥居自動車裏までですね、除草を実施してもらっております。ことしの盆前には建設業協会のほうがですね、下流部分の除草を行ったっていうふうに聞いております。県においては、まだ実施をしてもらってませんので、ことしは上流部分を中心に調査をしてもらい、お願いしたいというふうに考えております。
- **〇議長(林 賢二君)** 7番、川野雄一君。

以上です。

○議員(7番 川野 雄一君) 今の答弁は、もう何回しても今の答弁になっておりますね。この前のですね、これは12月19日の、昨年ですね、その同じ質問をした中で、今、振興課長が答えたような答弁でございましてですね、ちょっとだけ読んでみますとですね、これは県の管理の河川ということで、町長のほうが答えられておりますけどですね、なかなか予算的に無理があるということで、何回も陳情してると。

それぞれ今、答弁にあったとおり、四季彩前から3号線の竹中橋付近までは毎年、実際事業が実施されてます。しかし、私たちが言っているのはそれ以外のところを、もう4回、もう3回ぐらい言っておりますのでですね、そのときの答えが、今言ったように、これは県の管轄ということで県のほうにお願いをするということで、この前の答弁としては振興局長に町長が会われたということで、刈ってもすぐ生えるから根からとっていただけないかというのを要望をしたと。そしてまた、染竹川ですかね、あそこのほうは改修が余りされていないので、そちらのほうの非常に危険であるのでしてほしいということを申されたということで、最後にですね、その後、その

辺も安心安全の町のためにお願いをしていきたいと、計画を立ててちゃんとやってくださるよう にしていきたいと思いますと、答弁ですが、その後、また会われたのかどうか、町長のほうに県 のほうにですね、お願い致します。

- 〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。
- **〇町長(西川 裕君)** 土木事務所長ですね、芦北振興局の。こちらのほうにも出向きまして、 やはりもう、何ちゅうか、雨の時期を過ぎてから刈っても余り効果ないんじゃないかと。その前 に刈り取りをするということなんですが、まず、県の回答としては、維持管理費までなかなか予 算がない。これがもう繰り返しなんですが、何ちゅうんですか、ツルヨシちゅうんですか、外来 種ですよね、ありゃ。あれは根からとらんとですね、1年ですぐ大きくなるんです。ただ、土木 事務所長の言によりますと、あれは細いんで洪水のときはなびいてしまうから、あんまり流量を 防ぐのはないんですよって、しかし、それはそう言われますけども、しかし、河床としてはあれ がもうほとんど川幅いっぱいに生えてる状況を見れば、やっぱり住民の方はひっかかるんじゃな いかと。そこでせきとめられて、いわゆる北関東じゃありませんが、鬼怒川みたいになるおそれ があるから刈ってくださいという要望ですからということを申し上げておるわけでございますが、 なかなか、あくまでもこれは県河川、県管理の河川なもんですから、塩迫川だけは津奈木町の管 轄でございますけども、あくまでも県が維持管理をしなきゃいけないということですので、再三 また御陳情をして、やはりユンボちゅうんですか、あれを入れて根からとらないと、もう刈って も1年ですぐもう同じような状況になる。だから、無駄じゃないかと私は思うんで、やはり根本 的にやっぱり茂ってるとこはある程度決まってますから、そこのところの河川掘削をお願いした いと、こういう格好で要望していきたいと思います。
- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) まさに回答はもう一緒ですよね。県営だから予算がない、できないと。しかし、その前の質問では、やはり県営に、河川の管理においても2次的災害要因があるってことについては町のほうで実施をしたいというような答弁もされておりますね。なぜこれを何回も言うかといいますとですね、やっぱりこう私たちも住民の方から要望を受けて質問をするわけで、しかし、いつも答えは、県のほうにお願いするというけど、いつも同じところはするけど、それ以外にはしないんじゃないかというような、そういう住民の人が言われるということでですね、本当に私も思うんですが、もう行政としては何でもできるわけじゃないわけですからですね、もうできる部分についてはいいんですが、できない部分についてはですね、やはりできない理由を今度は明快に町のほうから説明していただくということをお願いしておきたいと思います。

それともう一つ、今、県の管理だから難しいと。町の管理についてもですね、答弁的にはです

ね、昨年の12月の答弁によりますとですね、町管理の準用河川、普通河川については手が回っていないと、住民からの被害報告、または実際のパトロールはできていないということを言われてですね、本年9月に津奈木町建設業協会より町内の道路、河川など、町が管理致します施設の災害危険箇所の調査をしていただき、その報告を受けていますので、私たちが把握してる部分として27年度の当初予算へ順次対応していきたいというふうに考えておるという答弁があっておりますけど、先ほど振興課長のほうから、私が聞き漏らしたのかどうか、どれくらいその危険箇所を把握しておられるのかについて再度お伺いをしたい。そして、予算はどれぐらい、27年度で計上してあるのかについてお尋ねを致します。

- 〇議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(倉本 健一君) 議員がおっしゃるとおり、津奈木町建設業組合ですね、が町内全域を調査をしていただきました。河川、道路、それぞれあるわけなんですが、県が管理している河川等についても調査もしてもらってて、写真とかも添付して、箇所はここだっていう形で報告書を上げてもらっております。我々はそれを全部、一応確認をしてですね、自分たちの中で要は、ある程度早目に実施すべきところ、ちょっと後回しにするところ、そこら辺を考えて予算、予算ちゅういいますか、工事のほうを実施するわけなんですが、河川関係につきましては、改修費として200万、当初予算に計上をしてもらってます。その予算内で悪いところからといいますか、緊急度の高いところから実施していくっていうことで考えております。
- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) まさに今の答弁は通常の200万というのは町の通常ベースでしょう、今まで大体。しかし、それを議会の答弁として、27年度にそういう危険箇所については順次予算を計上するとなれば、通常ずっと200万組んでいるのならば、もうちょっと上がれるところがあったら幾らか増額するというのが本当ではないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょう。
- 〇議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- **○振興課長(倉本 健一君)** 特に必要なところがあるってなればですね、個別にそこの費用を計上して予算計上します。
- ○町長(西川 裕君) 通常は、一番金のかからないのは災害復旧でもっていったほうが一番いいんです。ところが、いつか寺本議員だったかな、河床が掘削されて、ほっとけばもっと被害を及ぼす事例があるから単独でもやってくださいと。これは県河川管理ですから、県のほうにお願いしても、先ほどと同じように予算がありませんのでできませんが一点張りなんですね。そうしますと、どうしてもやっぱり個人の私有地あるいは家が建ってる宅地、そういうところ、河川掘削によってそれが崩れたならば、この前のように、鬼怒川のような状況になるおそれがあるとい

う場合は単独費用をやっております。そういうことでですね、順次やっていくんですが、通常 ベースというよりも、その危険箇所がある程度発見されたらですね、補正予算でも組みたいとい うふうに思いますので、それはあくまでも、わかっててしないんじゃなくて、危険的なものを順 次、恒常的にやっていくということでございます。

- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) まさにですね、私も危険でないところではなくて、もう危険箇所を把握をしてあるという答弁をそうとって、前提として今、質問をしているわけでございますので、質問的に危険が、先ほどあったらしますとか、危険がある箇所があるということをですね、多分そこを町長が今、おっしゃったように、2次的災害要因があるところについて予算でも組んでやるということでございますので、その辺をよろしくお願いをしておきたいと思います。

この防災ちゅうのはなかなか地道にやっていかなければできないということですが、やっぱり 要望される住民の方は一生懸命思って言われますのでですね、もうできない部分もあると思いま すが、その辺については、はっきりとできない理由を説明していただいて、安心してもらうよう によろしくお願いを致しまして、次の質問に移らせていただきます。

これも、白ケ浦地区ということで防災に関係があるんですが、2の①の白ケ浦地区防災対策について質問を致します。

白ケ浦地区は、集中豪雨時には道路が冠水して住民生活に支障を来すということで、早急な避難路の確保と、西回り自動車道関連工事として排水路設置による被害軽減を国に要望するということであったが、その進捗状況についてお尋ねを致します。

- ○議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(倉本 健一君) 避難道路、白ケ浦支線のことだと思いますが、については、採択要件が厳しくなった関係で中山間の総合整備事業ではできなくなりました。しかし、冠水もたびたび起こっておりますので、緊急な場合、救急車も通れないような状況になりますので、冠水している道路部分だけでも早急に改良工事を実施しなければならないというふうに考えております。

また、排水路設置による被害軽減策についてなんですが、国交省と打ち合わせをしまして、町原線のつけかえ道路に並行して排水路を施工していただくことになっております。国交省に確認したところ、早くて28年度着工、遅くても30年度までには完了するっていう回答でした。 以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) これはですね、もう何回も出ておりまして、総務振興常任委員会でもですね、請願が出て、そのときの委員長報告として湛水防除的なポンプは無理だろうと、町においては。しかし、避難路の確保は急務であるというようなことで、町のほうにもそういうお

願いをしてるということでございまして、今、早急にという、避難路確保についてはですね。早 急ちゅうのが今、言うように、いつかわからないわけですね。

先ほど、これは25年のやっぱり12月20日の質問に対して、答弁としたならば、ちょっと 読んでみますけど、熊本県が事業主体で、中山間地総合整備事業、水俣、芦北の三期地区の計画 を平成27年度採択に向けて策定中でありますと。その計画の中に白ケ浦地区の集落道として、津奈木町の優先順位1番で計上をしておりますと。採択になりますと27年度着手ということが できると思いますという答弁をされてます。多分、町長も第三期地区に事業採択1番で上げるよと意思決定をされて、職員にそういう通達をして上げたということですが、今ちょっと課長の説明によりますと、採択要件に合わなかったということで落とされたと。しかし、その地区の人はですね、もう27年度に計画して、すぐできるんだろうかという、喜んでおられると思うんですね。その辺について、町長、早急にちゅうのはなかなか担当課長は言えないと思いますので、町長、早急にというのは町長の、私が言ったような、もう27年度からしなければ、あそこの住民はかわいそうであるというのを頭の中に入れてされたと思いますので、いつごろというのを答弁のほうお願いしたいと思います。

- 〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。
- ○町長(西川 裕君) まさしく第1番に広域連携型、これは補助率が60パーセントぐらいあるのかな。50パーセント以上あると思います、補助率は。広域連携型で取り組もうということで第1番に上げておりました。ところが、やっぱ農水省管轄の、そういう農道、その他、集落道につきましては非常に厳しくなりまして、採択に当たらないという話になってまいりまして、広域連携型の整備では無理ということになりました。

そこで、単独になるわけですが、単独になるということはどうしても過疎債を借らなきゃいけない。そうしますと、過疎債を借るためには町の振興計画に入れておかなきゃだめだということでございますので、白ケ浦の冠水する部分、かさ上げ部分につきましては、過疎債を借りながら単独事業、これでもっていかなきゃいけないだろうと。町の振興計画は1年1年、ローリングはしますので、皆さん方にも御提示してあるとおりでございます。これに上げて初めて過疎債も借りられるということですので、少しおくれる可能性は、27年度着工は無理でございます。28年度に振興計画を上げて、それで通ればですね、単独事業という格好に。ただ、一遍にはできないと思います。かなりの資金を要します、あれは。ですから、何年かに分けてやるという格好になろうかと思います。

- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) 前向きな答弁ありがとうございました。28年度より着工して、 計画を見てみますと延長が470メーターで、4メーターぐらいで、6,000万ぐらいという

ことですが、しかし、今、町長おっしゃったように避難経路の確保という観点からしますとそんなにかからないと思いますので、本当に年度を指定してやっていただければ、あそこ、住民の方も喜ばれると思います。

それからもう一つの、国土交通省による排水路ですね。今、課長のほうからありましたけど、当初は2本の排水路を1本にもっていくということでしたが、そこもあふれるというふうな懸念があって、今、両方に分けるというようなことを説明されました。そうすると、流量は全然ふえないわけではないわけですので、リスクは伴うわけでございますので、その辺を、今まであふれていたところがあふれずということですのでね。その辺をしながら、国交省において早ければ28やったですかね。だから、莫大な費用をかけて排水路の設置をされるということでございますので、それをしたならば、この前も出ておりましたけど、広域農道関係のカルバート付近であふれるということでございますので、できたら、西回りをつくったからふえたんだよと、それは無理かと思いますが、そういう交渉をしていただければ、町長も町の金じゃなくて国交省の金でできますので、そういうこと、特段の御配慮をお願いしていきたいと思います。要は、何回も言いますけど、そこに住んでおられる方は常に災害の心配をしながら、雨が降ったら避難できないということでございますので、町長が今、答弁されたようにですね、早期にそういう解消をできるようにしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、3の①ですね、地方創生総合戦略策定についてに質問を致します。

これは、人口減少に歯どめをかけ、地域の活性化を図る目的で、津奈木町人口ビジョンと津奈木町地方創生総合戦略を作成するために、町民1,000人からアンケート調査を実施され、それとまた、総合戦略アイデアの募集を実施されましたが、その結果についてお尋ねを致します。

〇議長(林 賢二君) 総務課長、林田三洋君。

〇総務課長(林田 三洋君) お答え致します。

津奈木町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、去る9月4日、第1回総合戦略有識者 会議を開催し、人口ビジョンと総合戦略の骨子案をお示し致しました。この内容は、議員の皆様 にも24日の全員協議会で説明を予定しております。

アンケートにつきましては、1,000世帯を抽出し、協力をお願い致しました。結果、326件、32.6パーセントの回答をいただきました。内容については、現在取りまとめ中です。

事業のアイデアについては、職員から80件、アンケート調査による住民提案事業について 45件上がっております。今後は、ワークショップ、本部会議である程度絞り込み、町長査定を 経て実施計画に上げてまいります。アンケート結果及び実施計画については、12月に議員の皆 様にもお示しできればというふうに考えております。 以上です。

- O議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) ありがとうございました。1,000名に出して326件の回答があったということで、32.6パーセントということで、アイデアのほうも、職員、一般の方からもあってるということでございますので、基本的には、これは町民の生の声ということでございますので、この総合戦略策定に当たっては十分に活用していただければと思っております。後ほど議員のほうにも説明があるということでございますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

それでは次に、②の今後の事業推進方策とスケジュールについてお尋ねを致します。

- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) まず、報道の発表によりますとですね、地方創生に係る国の平成28年度概算要求は1,080億円にとどまっています。昨年ですか、国の平成26年度補正で計上された、それと、繰り越された地方創生の予算がですね、総額が3兆5,289億円ありましたので、そのうちですね、町に1,000万円配分されました先行型の交付金、補正予算でも出てまいりましたが、その予算だけでも1,982億円ありました。今回の概算要求の1,080億円といいますのは、比較しますとかなり縮小された感があり、国からの予算の裏づけがほとんどないのではないかなというふうには考えております。

その中での事業推進方針ですが、本地域では昭和54年から続きます、水俣・芦北地域振興計画がございます。具体的提案をもって対処するという閣議の了解に基づいて、5次、37年にわたり、産業振興と雇用の確保、医療福祉の充実、地域イメージの確立を柱として実施しており、ほぼ今回の地方創生と合致しております。平成28年度から第6次計画も完成することから、本計画とのリンクは当然行っていかなければならないと考えております。

また、平成23年度からスタートしております、現在、4年を経過致しましたが、水俣・芦北 地域雇用創造協議会の活動についても、まさに先行的に取り組んでいる地方創生の取り組みであ るというふうに考えております。今後もこの事業を継続していくものと考えております。

スケジュールについてですが、アンケート、また、事業アイデアの取りまとめを今後行い、 ワークショップ、本会議を経て、あと2回予定しております有識者会議に諮り、正式な総合戦略 案を12月議会に提出する予定でございます。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- 〇議員(7番 川野 雄一君) ありがとうございました。基本的に、当初の予算関係では大分期

待をしていたんですが、かなり減額されてるということですね。大変なことですね。これも地方 創生の総合戦略というのは、先ほども言いましたように、人口減少に歯どめをかけて、町を活性 化して持続可能にするためのものでありますので、町民の意見、先ほどのアンケート、アイデア 等を十分活用されて、実効性のある計画を作成していただいてですね、本当の意味での住みたく なるまちづくりの実現のために頑張っていただければと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次に、4のマイナンバー制度について質問を致します。

このマイナンバー制度というのは、平成27年の10月以降ですかね、もう10月から12けたのマイナンバー、個人番号が住民票の住所に通知されるということでありますが、私自身がマイナンバー制度の詳細がよくわからないという観点から質問を致します、質問に入ります。

マイナンバー制度の概要、導入の目的、今後のスケジュール、カードの活用方法、個人情報漏えい防止等についてお尋ねを致します。

- 〇議長(林 賢二君) 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) マイナンバー制度についてはですね、わかりにくいというお声をいただきました。現在ですね、町報、広報紙のほうにもですね、7月号からですね、随時、ことしの3月までですね、特集を組みまして載せてるところでございます。

せんだって、いよいよマイナンバー制度が始まりますというパンフレットをですね、回覧は致しましたが、部数が足りませんので一応回覧という形にしておりますが、この内容がですね、まだ検討中というところがかなり出てまいります。ことしの5月につくられたものでして、まだ内容が検討中というところがありますので、新しい、もう大体主要な部分が決まりまして新たなパンフレットができました時点でですね、全世帯にですね、これはお配りしたいというふうに考えております。

議員、質問の内容でございますが、まず、導入の目的ですが、一つは、公平公正な社会の実現ということで、所得や他の行政サービスの受給状況をまず把握しやすいということですね。それに負担を不当に逃れることや、不正な受給の防止、いろんな受給の補助金等々がありますけど、その受給に役立つということです。

国民の利便性の向上が、まず、次に挙げられると思います。年金や福祉などの申請時に用意する書類が一応減ります。これにより行政手続も簡素化されるということです。行政の、当然これにより効率化も図られます。さまざまな行政機関で行う複数の業務の間で連携が進むということで、作業の重複などの無駄も一応軽減されるとされています。

それと、今後のスケジュールですが、本年10月以降、マイナンバーが住民票の住所に書留で 郵送されることになります。来年の1月、28年の1月、税の手続、年金、医療保険、雇用保険 などの手続でマイナンバーの利用が開始されます。同時に、申請により個人番号カードが交付も始まります。平成29年1月になりますと、個人ごとのポータルサイト、マイナポータルといいますが、の運用が開始されます。ポータルサイトといいますと、マイナンバーを含む自分の情報を、いつ、誰が、なぜ提供したかをウェブ等で見ることができます。自分の情報がどういう形で利用されているというのが、一個人の情報として見ることができるということです。29年7月になりますと、地方公共団体の間でですね、情報の連携を開始すると、29年の7月に開始するということです。

カードの利用方法ですが、一番利用がなされるのは、多分公的な身分証明書、これは免許証を超える公的な身分証明書になります。まず、ICチップに記録される電子証明書により、税の申告などの電子申告がまず可能になります。また、うちの条例を定めることによりまして、印鑑登録証、施設の利用証とか、コンビニ等で住民票の取得等が可能になるというふうに言われてます。今後、民間等にも多く活用されると言われてるものですが、将来的には銀行のオンラインバンキング、民間の取引とかに利用可能になるというふうに検討中ということです。また、新聞報道によりますと、カードによる消費税等の還付とかも現在、検討されているようです。

まず、個人情報漏えい防止なんですが、個人情報はですね、従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署や役場といった形で、分散して一応保管するということになります。不正利用が行われてないかをまず自分で確認することが、先ほどのポータルサイトで可能になっております。万一、紛失・盗難に遭った場合でも、24時間365日、専用ダイヤルで一応対応するということになります。ハード的にも、今回、補正予算にも計上致しておりますが、自治体間でも中間サーバー・プラットフォームを利用するとともに、町のネットワークと中間にあるサーバーを暗号化するということで、LGWANに、自治体間の通信なんですが、LGWANに安全に接続できるような環境にしたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 7番、川野雄一君。
- ○議員(7番 川野 雄一君) ありがとうございました。今、聞いているだけでも、本当に多岐にわたってこれが活用されるということで、本当に大変だなと私も思っております。この制度の概要については、多分、今、広報紙等でも連載を私も見たんですが、実勢的にちょっと危惧をするのがですね、そういう消費税等にもカードを持っていかなければ還元されないとか、銀行の、今、義務化じゃないということで、銀行も何年かしたら口座番号ですかね、そういうのも義務化になるということで、新聞のほうがいろんな、そういうのが書かれておりますのでですね、住民が不安にならないように広報紙、ほかのいろんなことを使って、その概要等について周知徹底を図って、住民が安心して使えるようにしていただきたいと思います。

本日は、もう時間のほうも迫ってきましたが、4項目について質問を致しましたが、私の質問の要領の悪い点もありましたが、執行部におかれては前向きな答弁も幾つかありまして本当にありがとうございました。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(林 賢二君) 以上で、7番、川野雄一君の質問を終わります。

.....

- **○議長(林 賢二君)** 次に、2番、本山真吾君の質問を許します。
- ○議員(2番 本山 真吾君) では、2番、本山でございます。いつも皆様、御苦労さまでございます。津奈木町を元気にしたいという気持ちでいつも頑張ってる本山真吾でございます。

きょうは、議長のお許しが出ましたので順次質問をさせていただきますが、人口の減少、特に 高齢化に伴う問題について質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

まず、高齢化に伴う草刈り作業などの共同作業について質問を致したいと思います。

本町の人口も5,000人を切り、人口減少の問題はまさに大変深刻な問題であると、皆さん、御承知しているかと思います。地域ぐるみで夏の暑い中、草払い機などを使いまして地区の愛護作業ですかね、道路愛護作業など、いわゆる公役を毎年やっておるわけでありますけれども、10年ぐらい前、ばりばりやられていた方も、もうかなりお年を召されてきた様子で非常に重労働な感じとなっております。ここ数年、本町では美化作業とか道路の維持管理などに作業する方を雇用しておられるようですが、現在、何名の方を、どのような目的で採用されているのかをまずお伺いしたいと思います。

- 〇議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- **○振興課長(倉本 健一君)** 現在は4名、雇用をしております。道路の土砂撤去、草刈り等を実施しております。

以上です。

- O議長(林 賢二君) 2番、本山真吾君。
- ○議員(2番 本山 真吾君) 予算書をちょっと調べましたら、総務課のほうでも美化事業推進 作業員ということで予算も上がっているかと思いますが、いかがでしょうか。
- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) 総務課のほうでも2名、一応、道路ではございませんが、公共施設 関係の管理に一応採用しております。
- 〇議長(林 賢二君) 2番、本山真吾君。
- ○議員(2番 本山 真吾君) 今年度は台風15号により風倒木の被害などが多くて、非常に町道なり、その他の作業にも、その雇用されてる方もそちらのほうに回ってですね、多分、当初の

予算計画のとおりには進んでないような感じだろうと思います。実際、私、仕事場が、辻線通りまして、辻のほうにミカン山を持ってるんですけれども、例年ですと業者さんがお盆前あたりにきれいにされて、そういう感じなんですけれども、ことしは盆前に半分ぐらいしか済んでないような形、そして、今も多分、恐らく風倒木等の作業もされてるのかもしれませんけれども、手がつかないような状態になっております。

それで、実情と致しまして、いろいろ各地区でそういう、もうちょっと手を入れたいという気持ちの方も多いと思いますけれども、現在の人数の数で本町の美化作業及び道路維持管理が計画 どおり行われるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(倉本 健一君) 台風15号の影響で大分風倒木あたりがありますので、先ほども言いましたとおり、全業者の方に大字ごとに区分けをして撤去をしてもらったわけなんですが、まだまだ後片づけがあります。今のところ4人体制でしてもらってるんですが、例えば道路の斜面から木の枝がちょっと倒れかかってるようなところはまだやっておりませんので、多分そういったところを今後、業者のほうに委託するための予算計上が出てくるんじゃないかっていうふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 2番、本山真吾君。
- ○議員(2番 本山 真吾君) 業者を委託されるんですね、これから。間に合わない部分は。それで今回は、通年の、例年やる、毎年やる行事に対してちょっと質問をしてみたかったんですけれども、毎年、先ほども言いましたように、草ぼうぼうのような状態で夏の道路愛護作業を各区で向かいまして、特に私が所属していますいうか、住んでおります竹中地区などは竹中水源がありまして、そこの水源地まで行く道を毎年、区民で一生懸命草を刈るわけであります。それで、どうしても夏場の一番暑い時期にですね、草払い機等を通常の区の作業する道路等をやった後、8時半、9時ぐらいから上っていって、かなり伸び切ったような状態の草を払うというような感じで、本当手にまめができ、本当汗をかいてですね、もうけがもしかねんような状態でやるような感じです。

そこで、この分野につきましてもうちょっと予算配分も考えていただき、雇用などを少しふやしていただいて、景観が保てられるような、労働の軽減が図られるような配分をしていただきたいと思います。このような、きょう、朝、担当の課のほうに行って聞きましたら、補助金等で賄うのかっていったら、町の独自の財源でやっているということでしたので、非常に少ない予算の中から絞り出してるような感じなんだろうなと思いますが、やはり財政状況や自主財源が少ないちゅうことであれば、こういう維持管理はこれからもちょっと難しいような感じになってしまう

んでしょうかと思ってお聞きしたいと思います。

- 〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。
- ○町長(西川 裕君) 夏の、いわゆる道つくりちゅういいますけどね、賦役、これはもう本当に戦前から続いてる、自分たちの道は自分たちで美しくしようよということで、年1回、お盆前に地区ごとに、自分たちの通られる町道に限らず、農道等々を行ってもらっております。これは、あくまでも賦役ですからボランティアでやっていらっしゃるわけです。これにつきましては、やっぱり通常は、例えば広域農道あるいは林道等々につきましては、業者に委託をして草払いを毎年やっております。ただ、やっぱり町内の自分たちの近くにあるところだけ、これは非常に崇高な精神だと思いますが、よく皆さん方、お聞きかと思いますけれども、長野県の栄村、これは既成にとらわれず、自分たちでこのごろ草払いをやってるというテレビ報道がありましたが、もう我々はもう明治前からやってるのになと思ってましたけども、こういう津奈木町民の本当に道路愛護に対して、年1回でありますけどもやっていただいてる。これはもう本当に美しい姿だと思っております。

ただ、年1回ではなかなか草刈りも、すぐ草がこのごろ外来種が多くて生えてまいりますので、臨時雇用の方を雇って、今申したように、町道を中心に草払いを行っていただいております。ただ、臨時雇用ですので半年間ぐらいでしょうか、雨の日は休みでございます。日当支払いということでやっております。長い、いろんな機械、草払い機はもちろんですけども、トラックを持っていって、その刈った草をどっかに集めなきゃいけない。これはもう業者さんに委託をしております。例えば辻線もそうでございます。広域農道、それから広域基幹林道、こういうところは業者さんに、側溝の、何ていうんですか、石を、砂を上げたりするものも一緒に加えてですね、やっております。

あくまでも、高齢化になって、確かにお年寄りにはきつい夏場の仕事だと思います。こういうのは、あくまでもできる範囲内で賦役もやっていただければと思っております。そういう美しい精神を生かしながら、町でやるべき町道の管理、これは我々で予算を組んでやっていかなきゃいけないと思っております。

- **〇議長(林 賢二君**) 2番、本山真吾君。
- ○議員(2番 本山 真吾君) 本当に大変な思いをされて作業をされている実情が年々深刻な問題化としておりますので、ぜひ各区の情勢に合わせまして、前もって町のほうで予算をきちんと組んでいただいて、安心して暮らせるようなことになっていただけたらいいかと思います。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、道路や建物の維持管理などについてお聞きしたいと思います。

お盆に少し親戚等の初盆等がありまして、その地域の方とちょっとお話をする機会がございま

した。その中で、海岸線のほうの福浜地区ですね、奥のほうの方だったんですけれども、非常に 道路が荒れてると。合串地区なんですけれども、平国の下から海岸線を今、町道ですか、回って したためかもしれませんけれども、上の県道から従来使っていた曲がりくねった町道ちゅうんで すかね、の部分が非常に舗装道路が荒れてるという話で、その日、終わった後、次の日ですかね、 行ってちょっと見させていただいたんですけれども、非常にやはり荒れてるような状態でありま す。それで、そこで町道の舗装状態が著しく悪化をして、交通安全の発生が懸念するような場所 もあるかと思います。補修や再舗装などの実施の基準は、町としてどのように考えておられるの かお聞きしたいと思います。

- **〇議長(林 賢二君)** 振興審議員、下川秀美君。
- 〇振興審議員(下川 秀美君) お答えを致します。

平成25年度に路面の状態を確認するために、町道の126路線、総延長91.1キロメートルの路面のひび割れ、わだち掘れ、平たん性を調査するための路面正常調査を実施しております。調査は、路面の正常測定車、いわゆる車を走らせまして、ひび割れの撮影、それと、わだち掘れの測定、それと、平たん性の測定を行い、それを解析を行いまして、道路の維持管理指数を出しております。維持管理指数が補修及び舗装の実施基準となりまして、その基準値を10点満点で評価をしております。その約半分、5.1以上が通常望ましい管理水準の区間、それと、その以下になりますが、4.1から5以下は、要注意箇所の区間、それと、3.1から4以下は、修繕が必要な区間、それと、3以下については、早急に修繕が必要な区間というふうに分けられております。

今後は、維持管理指数に基づきまして、数値が低い路線の区間、それと交通量ですね、交通量を考慮しまして舗装、修繕を行っていきたいと思っています。同時に、舗装が悪いとこにつきましては、通行に支障を来しているところについても早急に実施をしていきたいと考えております。

- ○議長(林 賢二君) 2番、本山真吾君。
- ○議員(2番 本山 真吾君) 具体的に数値化されていて、非常に管理もされているんだなというのに少し驚いております。

実際ですね、ことしの2月だったと思うんですけれども、益城町の県道で道路のくぼみがですね、県道だったんですけど、県の行政管理の不行き届きだと瑕疵を認められて、賠償金を払わんといかんというような例があります。経済性を優先する余りですね、町民や利用者の交通安全とか、そういう事故に対する安全性が脅かされている場合もあるんじゃないかと思っておりました。早急に補修工事ですね、をする必要のある町道は具体的にどのくらいあるのか、把握されているのかをお聞きしたいと思います。

〇議長(林 賢二君) 振興審議員、下川秀美君。

- ○振興審議員(下川 秀美君) これの調査に基づきまして、大体8路線が早目に修繕をしたほうがいいという結果が出ております。それと、町道の巡回を致しまして、穴が掘れてる部分につきましてはですね、うちの職員のほうでプレートを買っていただきましたので、合材を持っていって補修を随時しております。広い場合についてはですね、早急に業者のほうにお願いを致しまして修繕をしていただいております。
- 〇議長(林 賢二君) 2番、本山真吾君。
- ○議員(2番 本山 真吾君) 昔といいますかですね、私もガソリンスタンドを経営しておりましたので、しょっちゅう何か町の職員の方がですね、軽トラックに2名ほどで一生懸命、合材を積んでから、夏の暑い日も補修をしょっちゅうされていたような記憶があったもんですから、今回、そういう動きというのは町でどのようになっているのかということを確認したくて質問を致しました。

この後の質問にも、人口の減少に伴いまして、先ほど言われましたように、利用頻度によって 工事の補修箇所の順番が決まるような話もあるかと思いますけれども、ぜひ安全面を優先をして いただいて、よりよい道路環境の整備に努めていただければと思います。よろしくお願いをしま す。

続きまして、②の町営住宅で外装の傷みですね、外壁内装の傷みや汚れなどが目立つような感じが致します。今後のリフォームの計画をどうなっているのかお聞きしたいと思います。特に、竹中団地ができましてですね、ちょうど30年ぐらいになるかと思います。今後、西回りの自動車道の開通に伴いまして、竹中の団地は3号線から一番見える町の住居環境といいますか、町が経営してる環境のあれで、先日も台風15号によってかなり被害を受けまして、対応は物すごくよくしていただいたんですけれども、竹中団地及び竹中団地に限らずですね、同年代あるいはそれ以前に建築された町営住宅などの今後のリフォーム計画などを、どうなっているのかをお聞きしたいと思います。

- **〇議長(林 賢二君**) 振興審議員、下川秀美君。
- ○振興審議員(下川 秀美君) まず、町が管理している住宅が2つほどありまして、町営住宅と 定住促進住宅あります。御質問の町営住宅については、現在10団地、41棟、167戸を管理 しております。うち公営住宅法に定められます耐用年数、木造の場合が30年、鉄筋コンクリートの場合が70年で、現在、耐用年数を超えている団地が2団地、平成35年度までに耐用年数 を超えてくる団地が4団地加わり、合計の6団地となります。ほかの4団地については、年々老 朽化が進んでおりますので、効率的、中長期的な管理の計画が必要となっております。

平成24年度に計画的に建てかえたり、リフォーム等を実施するために、公営住宅等長寿命化 計画を策定しております。策定では、現地調査、今までの修繕記録、入居者のアンケートをもと に、平成26年度から平成35年度までの10年間の期間で計画を立てております。計画の内容は、耐用年数が過ぎている団地は解体して建てかえをすると。と、屋上の防水、外壁改修、バリアフリー化などについては個別の改善をすると。それと、外壁、屋根の塗りかえ、トイレの手すり設置、内装の更新などについては修繕の対応とそれと定期的な維持管理の住宅については、今後、順次計画を立てて行っていきたいと思っています。

先ほど御質問ありました竹中団地については、修繕の対応で、外壁の改修と屋根の塗りかえ、 トイレ等の手すり等の設置を考えております。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 2番、本山真吾君。
- ○議員(2番 本山 真吾君) 非常に綿密な、また計画の中で実行されるんだなということで安心をしました。地域に戻りまして御報告をしたいと思うんですけれども、大体この程度の話になりますとですね、やっぱりどうしても、まず住居、住まわれてる方の使われ方といいますかですね、そういうのでも大きく差が開いてるような感じもして、また、そういう空き家に次の方が入られたときに、場所によっては残念ながら少し御不満をしているような方も多いかと思います。維持管理も非常に大切なので、区民の方ともお話し合いをしながら、なるべくお金も使わないで、かつきれいな外観、内装でですね、心地よく使っていただけるような努力をお互いにできていけたらなと思います。よろしくお願いを申し上げます。

質問事項の最後の人口減に伴う振興政策について御質問をさせていただきたいと思います。

私が、高校を上がりまして30年、当初、若いころは、最近の若いもんはと、よく年配の、自分ぐらいの先輩に言われたような記憶があるんですけれども、今の年になってしまって周りを見渡しますと、そういう、いうような若い人もなかなかいなくなってしまったような、ちょっと大変な、これから先、津奈木町自体がどのような方向に行くのかというのは日々不安に感じている方も多いと思います。

そこで、前回、役場で石川県の羽咋市から、スーパー公務員と言われてます高野誠鮮先生をお招きして、まさにこの隣の会議室でいろいろそういう過疎対策についていろいろお話を得ました。それで、最近は高野先生の実話が日曜日のドラマ化されてですね、限界集落について戦う公務員みたいな形で紹介されております。町内も22区、地区がありますが、まず、いわゆる限界集落と言われる地区は、今、津奈木に存在するのか。また、限界集落になり得る地区は、何年後、どの地区が考えられるのかをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(林 賢二君) 住民課長、新立啓介君。
- 〇住民課長(新立 啓介君) お答え致します。

町内に限界集落と言われる地区があるのかとの質問ですけれども、限界集落の定義としまして

は、65歳以上の人口比率が50パーセント以上、高齢化が進み、共同体の機能維持が限界に達している状態のことを言っております。平成27年4月1日現在で、日当地区が高齢化率51.3パーセントで、現在のところ1地区のみです。

次に、何年後、どの地区がなるのかとの質問ですが、このまま推移したと仮定してですね、 4年後の平成31年度に大泊地区が50パーセントを超えます。それ以降、当分2地区のみです けれども、町全体としてもですね、5年後を見ますと、現在36.9パーセントがもう40パー セントを超える状況になってまいります。

以上でございます。

- 〇議長(林 賢二君) 2番、本山真吾君。
- ○議員(2番 本山 真吾君) 実際、50パーセントを超してる高齢化地区があるということで、 日当地区を上げられたのが大変ショックな感じがするわけでございます。日当地区といいますと、 先日、盆の行事でも港に千灯籠だったですか、非常にまちづくり、村づくりを活発にして、どう にかこの地区を元気にして、そして住みやすい町にみずから頑張ろうという気持ちでやられてる かと思います。

また、4年後、大泊地区に関しましても、今、町民体育祭の後で、大泊地区と言えば野球、そして、競舟はもちろん、陸上に関してもかなり活発にされてるんじゃないかと。そういうところでも高齢化率というのは非常に高まって、限界集落という言葉が適当なのかはわかりませんけれども、そういう状況になるんだなと。大変ショックな数字ではないかと思っております。

その対応策としまして、若い世代の子供が一人、二人とふえれば、その地区の平均の高齢化率というのはぐんと下がって、いわゆる限界集落からは脱する場合が多いという話を聞いたんですけれども、具体的に子供をふやすという観点で、日当地区もしくは大泊地区、そして、これからそういう、どうしても数値的に見たときに危うくなるといいますか、そういうぐあいになるのに対して、ターゲットを絞って町の戦略を考えていくということは考えておられないのか。それを聞きたいと思います。

- 〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。
- ○町長(西川 裕君) 限界集落というのがよく耳にしますけども、今のは、あくまでも65歳以上が50パーセントを超したときにという、それが一つの目安ですね。それから、あと一つは、いろんな行政組織、その他が維持、サービスを受けられなくなる、あるいは組織が組めなくなる。こういう、いろんな要素があって限界集落というのは成り立つわけで、通常の、何ていうんですか、年寄りが多いから限界集落だということは言えないと思います。

その中で、例えば元気なお年寄りでもですね、例えば、病気はせん人が非常に50パーセント以上、抱えてたら大変なことになるんですが、65歳以上の方でもまだ元気です。そういう方た

ちがいろんな組織体をできる、そういう行政サービスあたりを受けられる。そういうのは限界集落とは申しません。ですから、非常に、何ていうんですか、あれは元総務大臣あたりが言い出したこと、ショックを与えるために言い出したことなんですが、自治体も消滅自治体なんて言ってますけれども、これはなかなか消滅するはずはないわけで、それは一面的な問題からそういうことを言い出して、今の人口減少の歯どめに、何とか田舎に都会の人を帰そうと、一極集中を何とか田舎に帰そうというのが狙いでございます。ですから、やっぱり本山議員がおっしゃるように、日当地区だって若い人たちもたくさん、力の強い人たちもいますし、大泊地区だったら、ましてやそういうほかの地区にないような体力を持ってる方がたくさんいるわけで。そういう人たちがいなくなって年寄りだけの、それも元気じゃないお年寄りばかりがそういうふうになったときに、初めて限界集落という格好になるんではないかと思っております。

津奈木には辻地区がありますけど、ここは人数自身が少のうございましてですね、これは、だから運動とかそういうのを町民体育祭でする場合は、平国上辻でグループをつくらせて、区を超えて一つの組織体をつくらせるということを行っております。今後、そういったところが、もちろん私が住んでる新川なんかも相当高齢化が進んでですね、なかなか子供もいない。町民体育祭あたりも小学生がいないなんてところもあるわけですので、そういうものにつきましては、また、地区を再編するというか、組み合わせるということも可能ではないかと思っております。

〇議長(林 賢二君) 2番、本山真吾君。

○議員(2番 本山 真吾君) ぜひ、限界集落という言葉はですね、おっしゃるとおり造語的な要素もありますし、そこまで不安になる必要もないのかなとは思っておりますけれども、実際、確実に10年前、20年に比べますと、この津奈木町も高齢化が非常に進んで、連日、マスコミがテレビのニュースであおっているような感じもありますが、日本の縮図みたいな、先取りをしているような感も見受けられます。津奈木自体がこれから先も元気な町で、そして、みんなが生き生きと暮らしていけるような町をみんなで考えていきたいと、そう決意を新たにしているわけでございます。

②の町内の生活のしやすさなどに格差が出ているような感に思われるという話を、質問をさせていただきたいと思います。

実は、先日、ある若者とお話をしておりました。すると、ある若者といいましても平国地区の子供を抱えている親御さんで、同世代の人間です。それで、今度統合をするよと。すると、部活動あたりでも、スクールバスがどう使ってという考えもあるんですが、実質は親が送り迎えをせんといかんような状況が非常に多いそうです。それで、子育て世代につきまして、いろいろな施策も国からも出ておりますが、実際、津奈木町内レベルの問題で言えば、その友達といいますか、親御さんが言うには、練習、野球部なんですけれども、毎日、朝練ちゅうのかな、そういうのに

する、ガソリン代だけ使っても2万円近く、月に使うんですよと。そうすると、今の所得では大変苦しいという話で、もう少しスクールバスに余裕を持って送らせることはできないかとか、そういう話もされておりました。

そこで、基本的に、私はこういう町なかのほうに住んでおりますけど、町全体で考えたときに、 役場を中心として、特に福浦、合串、平国地区ですね、そういうところの方の生活環境と津奈木 町の中心部におられる町民の方々の中でも生活環境に物すごく格差が出始めているんじゃないか と思います。そこで、行政の対応として、今後その格差を、生活のしやすさをどうにか埋めるこ とはできないのか、考えていらっしゃらないのか、お伺いをしたいと思います。

〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。

○町長(西川 裕君) その問題は非常に難しいですね。この格差というのはどういうところを格差というのか。生活格差というのももちろん、例えば教育を受ける権利であるとか、あるいは店が、自分が思うような店がないとか、あるいは中心部まで行くのに距離が遠いだとか、いろいろあるんですよね。所得格差もあるでしょう。

そういった中で、いわゆる津奈木ではそういった、本山議員がおっしゃったような中心部から 遠隔地のところ、これは、そういう学校も遠い、それから、今度は便利になりますが、オンデマ ンド方式になりますけど、バスも1時間に1本しか来ない、そういったようなところがもちろん あるわけでございます。

これもう日本でも同じですね。九州でも見ますと、福岡に一極集中という格好になりますし、 熊本県では熊本市に一極集中になってる。日本全体から言えば東京に一極集中。例えば大学なん かはもう東京とか大阪に集中しております。教育を受ける権利はあるんだけども、しかし、その 格差というのが、そこに行かなければいわゆる教育を受けられない、大学行かれないということ で、やはりそれは親御さんが仕送りをする。これも格差だろうと思います。これはなかなか一概 にそれを埋めるというのは難しい相談でございまして、ただ、憲法上は居住の自由というのを憲 法22条だったかな、うたっておりまして、これは外国にでも住めるんですね。あるいは職業選 択の自由、これもあるんです。ですから、どうしても我慢できない人は、やっぱりそういった便 利なとこに移り住んでしまう。所得格差を埋めようと思えば、やっぱり就労場所があるところに 行ってしまう。これが今の人口減少、田舎の過疎を生んでる要因だと私は思ってます。

ですから、そこに住んでもらってる住民の方々になるべくそれをなくしたい、格差ちゅうんですか、それをなくすためにですね、そういったオンデマンド方式の乗り合いバスを走らせたり、あるいは今度、実行します光ファイバー網、これは、津奈木町はおくれてました。当時これを全村、引くということになると3億か4億だったかな、そのくらい費用がかかったんですが、これは日進月歩、必ずその費用が少なくなるだろうといって今まで待ってたんですが、これはNTT

と共同ちゅうんですか、これで、7,000万ぐらいで、3億が7,000万で大体できるようになって、維持管理も向こうがやる。この光ファイバーを使って新しい仕事ができるものもあります。徳島県のどこやったかな、非常に過疎地でですね、その光ファイバー網があるためにもうそこに、都会は嫌だという人もいるわけで、そこに住んで、今度は光ファイバーを使って東京に原稿とか何とかを送って、そこで住んでるという人もいらっしゃるし、パン屋さんも都会から来て住んでる、そういうところもありますし、そういう戦略を考えるのが今後、過疎対策の一つの手だろうと思います。

私は、高齢化ちゅうのは決して悪くないと思うんですよね。長生きして本当幸せ、そこで一生を送るっていうのが一番いいことではないか。今後は埼玉県なんかが一番高齢化人口が多くなります。この人たちがどうするのか、それが一番問題だろうと思います。私は津奈木町の町民の方々が本当住んでてよかったなと。大して、よそにいたっちゃおもしろなかもんというような町、この町に住んでて本当によかったと思えるのをやっぱり議員の皆さん方と一緒につくり出していきたいというふうに思っております。

〇議長(林 賢二君) 2番、本山真吾君。

○議員(2番 本山 真吾君) まさに、そのとおりだと私も思っております。ただ、実際生活環境の中でですね、特に商店などは、海浜のほうとかは非常に不自由をされているような、じゃないか。また、自由という言葉の中に、移り住んでもいいというような話ではありますけれども、実際はやはりそこで集落をして、何年かに1人、2人でもいいですから赤ちゃんの産声を聞いたりですね、そういうのも非常に生活する上では必要なことだと思います。なるべくやっぱり地元に残る、そういう小さい地区単位で物事をなるべく済ませれば、私たちが住んでるこの津奈木という一つの町もやはり大きい日本の中で見ればそういう状況に置かれてるような状態ですので、一番わかる我々自身が企画立案をして、みずから守っていくようなシステムを考えるべきじゃないかと思っております。

この質問をするに当たり、担当課長とかそういうのはどこなのかなと思いましたときにですね、 総務振興班ですかね、振興課、それと地域振興班、ちょっといろいろありまして、昔ありました 企画課ですか、的なところがないもんですから町長にお尋ねしないとわからないというような形 になるのかなと思いました。ぜひ未来的なビジョンを明確に出していただいて、これからの津奈 木町の町政に生かしていただき、私たちも頑張りますので、皆さんと一緒に頑張っていけたらと 思います。

非常に取りとめのない質問ばかりになってしまいまして大変御迷惑をかけましたけれども、今後も一生懸命、津奈木町を元気にしたいという気持ちで頑張ってまいりますので、今後ともよろしくお願いします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(林 賢二君) 以上で、2番、本山真吾君の質問を終わります。

.....

- 〇議長(林 賢二君) 次に、1番、上村勝法君の質問を許します。1番、上村勝法君。
- ○議員(1番 上村 勝法君) 1番、上村勝法です。議長の許しが出ましたので、通告書どおり 質問致します。

まず、1番目に、先日、25日、台風15号が直撃したことにより、海、山、畑、住宅、道路に甚大な被害をもたらし、さらに停電も長引きまして、町は数日にわたりましてパニックに陥りました。そして、そのような中でも、役場を初め、消防団の迅速な対応により応急的な処置ができたのではないでしょうか。台風の爪跡はまだまだ至るところに残っておりますが、住民の生活に支障を来さぬよう、今後の修復することに我々も協力し、努めてまいりたいと思っております。さて、それでは本題に入りますが、この津奈木町には指定文化財があります。眼鏡橋が9カ所、樹木が4か所、千代塚、浜崎の貝塚、そのうち県の文化財に指定されているのが、四季彩前の重盤岩眼鏡橋と浜崎久子の小みかん、そして最後に、国の指定文化財が旧3号線の津奈木隧道があるかと思われます。

そこで、これらをどのように、日ごろ、誰が維持しているのか気になりましたのでお伺い致します。

- 〇議長(林 賢二君) 教育課長、椎葉正盛君。
- ○教育課長(椎葉 正盛君) 今、議員が言われましたとおり、現在、津奈木町には、国指定の登録有形文化財である津奈木隧道と、それから県指定文化財では、重盤岩眼鏡橋、それに、久子の小みかんの2カ所があります。そのほか、町指定の有形文化財である眼鏡橋が8カ所、無形民俗文化財が2つ、史跡が2カ所、記念物が3カ所存在します。

国の登録有形文化財につきましては、1996年の文化財保護法改正によりまして、従来の文化財の指定制度に加えて、登録制度が新たに創設をされました。戦後の急激な都市化の進展に伴いまして、その文化的意義や価値を十分認識されないまま破壊される事例が相次いだために、重要なものだけを指定する重要文化財指定制度のみでは不十分であると。それよりも緩やかな規制の中で幅広く保護の網をかけることが必要であるとして、登録制度である登録有形文化財制度が創設されました。

この登録有形文化財に指定された場合でも、管理は原則としてその所有者が行うことになります。ただし、地域の歴史的景観を生かしたまちづくりのために保存、修理する場合や、文化財を公開活用して地域活性化を推進するために設備整備や耐震対策を行う場合などには、その事業費の一部を国が補助する制度があります。

また、県が指定する文化財につきましても、通常の維持管理に対する補助の制度はなく、修理 は所有者が行う必要があります。ただし、修理等に多額の経費が必要で、所有者がその負担に耐 えないときは、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができるとされています。また、 文化財の管理が適当でないため、県の重要文化財が滅失し、棄損するおそれがある場合は、所有 者に対して管理方法の改善等、必要な措置を勧告することができると規定されております。

あくまでも維持管理については、所有者が行うべきものとされております。そこで、現在、県 指定の重盤岩眼鏡橋については、カズラによる石橋の巻き込みを防ぐため等に、数年に1度の除 去作業を行ったり、過去には欄干部の改修を行って、良好な状態で保存活用できるように、所有 者である町の責任において管理を行っています。

また、久子の小みかんについては、個人所有の土地に植わっていた原木が枯れてしまったあと、 土地所有者の御理解を得て、栽培されていた親木の苗を引き続き、同じ場所に植えてもらっております。

町の文化財については、津奈木町文化財保護条例第6条により、文化財の所有者が指定された 文化財の管理をしなければならないと規定されておりますので、町が所有者となる8つの眼鏡橋 については、町の責任において見回りや橋付近の除草作業を行っております。

史跡である千代塚については、地区の住民の方が花見やゲートボール等で利用されるときに除 草や清掃等を行われておりますが、それ以外では特に管理は行っておりません。

浜崎貝塚についても、特別な管理は今のところ行っておりません。

それと、3カ所ある記念物のうち、役場前のソテツについては、役場庭園の管理委託の中に入っておりますので、町が維持管理をしております。

諏訪宮のクスノキと将軍神社のヤマモモについては、地域の方々で管理を行っておられ、町と しては特に管理は行っておりません。

以上です。

- **〇議長(林 賢二君)** 1番、上村勝法君。
- ○議員(1番 上村 勝法君) 国、県、町にしましても、大まかな管理、維持されてる状況がわかりました。その中で、重盤岩の眼鏡橋は、県の指定になってると思いますけど、そのあたりは、カズラの除去というのを町がされたと言いましたが、それは県のほうに許可をとってそういう作業に移られたのかなと思うんですけど、そのように文化財とはいろいろ有形、私は無形もだと思ったんですけど、民族、文化的景観、伝統的建造物など、特に重要なもので保存の必要であるものを保護し、活用するものだと思っております。しかし、例えば草刈り、掃除等ぐらいならば個人でもできると、地域でもできると思うんですけど、高所作業、重量物の移動とか、ほか素人ではできないような作業であればどうしても無理があるかと思われまして、町からの負担も要する

かとは思われます。このことでですね、ここから質問事項の1の2番目とも関連していますので、 次に入らせていただきます。

先ほど述べました台風によりまして、赤崎にある将軍神社が被害に遭いました。建物、瓦も傷み、周りの樹木も倒れたり折れまして、手のつけようのない、ひどい状態でした。そこで、町も相談されたかとは思いますが、早急に大まかなところは片づけていただきまして本当に助かりました。感謝致します。

ただ、その後も境内の掃除、建物の修復、大木の引き裂かれた枝とありまして、整えるためにかなりの労力、経費が必要となります。町の文化財に指定されています推定200年ぐらいとは思うんですけど、ヤマモモの木がありまして、この木は1,400年前に活躍されました位の高い日羅将軍を奉るこの神社の御神木でもありまして、村の人たちからも昔から親しまれている老木でございます。このままだと傷みがひどくなりまして樹勢が落ちていき、枯れる可能性もありますが、町としてはどのような対応を考えておられるか、お聞きしたいと思います。

- **〇議長(林 賢二君)** 教育課長、椎葉正盛君。
- ○教育課長(椎葉 正盛君) 今回の台風15号によりまして町全体が被害を受けたわけですけれ ども、教育委員会でも町内の文化財を見回りを致しました。

赤崎の将軍神社のヤマモモは、樹幹部分に被害を受けていたっていうのを確認をしております。 そして、神社の一帯を見てみますと、神社の入り口付近の道路が倒木で通れない状態でしたので、 その撤去処分については、今回の補正で対応するようにしてあったと思います。

今回、台風15号による指定文化財の被害状況につきましては、赤崎将軍神社のヤマモモのほか、2カ所で被害が確認できました。個人や地区で管理するもの以外の町が管理するものについては、今回の補正予算にその処理のための予算を計上して対応することにしております。 以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 1番、上村勝法君。
- ○議員(1番 上村 勝法君) 私は、一応ヤマモモに関しては処置してもらえないのだろうかな と思いまして、そのあたりは検討していただきまして本当にありがとうございます。
- 〇議長(林 賢二君) 暫時休憩致します。

午前11時43分休憩

午前11時48分再開

- **○議長(林** 賢二君)
 休憩に続き、会議を開きます。

 1番、上村勝法君。
- ○議員(1番 上村 勝法君) このことは一例として申し上げることであって、文化財を管理す

る上で、今後、各地区も人口も減ってまいります。先ほど本山議員も言われたとおり、それ限界 集落みたいな感じで、もう維持管理もですね。そうしますと、個人の負担がふえまして目が行き 届かないことも出てくるかとは思われます。自分のできる範囲はそうやって協力し、管理してい かれると思いますが、町としてもこのように観光マップに載せてますように、記載して、要は セールスポイントとして活用しているわけであれば、幾らかの恩恵を受けているとは思われると 思います。今後、このような討議していくのか、改めて検討していただきたいと思っております。 それでは、次の質問に移らせていただきます。それでは、2番目の質問に入らせていただきま す。

9月に入りまして、すっかり朝、夕涼しくなりました。秋の気配を感じるきょうこのごろでございます。秋といいますと行楽シーズンで、さまざまな行事で祭りなどの催し物が盛んになります。どの町でも10月には町民体育祭の一環である陸上競技大会が行われますが、地区によりましては、年々、選手の確保に苦慮されるところも見受けられます。このままだと体育祭行事への参加が困難になりつつありますが、地区の統合やプログラムの変更、また、日程等の全体の見直しを考えていないのかをお伺い致します。

- 〇議長(林 賢二君) 教育長、塩山一之君。
- **〇教育長(塩山 一之君**) 上村議員にお答え致します。

この問題については、ことし3月だったかな、その議会でも同じような質問がありました。そのときの答弁に沿ってといいますか、お答えしたいと思います。

町民体育祭は、町民の交流機会として親しみを深め、町民の体力向上と健康づくりを主たる狙いとして、それにより町が活気づき、津奈木町に住んでいてよかったと思ってもらうことを願って、5月の男子ソフトボールと女子のミニバレーボール、8月の盆野球と競舟、10月の陸上大会を行っていますが、競技大会を行っていますが、議員が言われるとおり、人口が減少するにつれ、地区によっては体育行事への参加が困難になってきております。本町の抱える少子高齢化に派生する問題ということでもあると思います。そのため、体育部長会で毎回、参加資格を含む競技ルールについての協議を行い、どの種目においても種目内容の見直しや参加者についてのさまざまな特例を設けて、どの地区も参加しやすいようにと配慮しておりますが、それでも各体育部長は選手集めに尽力されて、その結果、やっぱり参加を辞退せざるを得ない状況が生じていることは周知のとおりでございます。

教育委員会ではこのような状況を踏まえて、町民体育祭の趣旨を生かした、できるだけ多くの町民の皆様に参加していただくスポーツ行事として、今後も継続するとすれば、どのような見直しが必要かという視点で検討が必要だと考えております。検討しなければならないと認識している事柄は、実施時期の問題であると一つは思います。野球大会と競舟大会は、8月13日から

15日までのお盆の時期に、曜日に関係なく3日間を使い、実施しております。野球においては2日間を通して行っていますので、例えば1日で終わることはできないかなどですね、さきの9月1日の体育部長会でも野球大会についても話題になりました。また、参加者についても経験できないと試合に出ることが難しいので、一つの地区から選手を集めることが難しいのであれば、その範囲を広げて大字単位で実施できないか等です。

ほかにも、ソフトボールやミニバレーボール、それに陸上大会もあります。陸上競技大会ですね。陸上競技大会においては、できるだけ多くの方に参加していただけるように、これまでも毎年、種目の検討を行い、高齢者の方でも無理なく参加できるように、福祉スポーツ大会で行われるような競技も取り入れて高齢者の方にも無理なく参加していただけるように配慮をしておりますが、毎回、体育部長会での選手集めの苦労話が出る状況でございます。町民体育祭についてさまざまな意見があると思いますので、各地区での常会、区長会、体育部長会等を通して、それぞれの大会のあり方について自由に話し合っていただくことも必要ではなかろうかというふうに思います。それらの意見を集約しながら、最終的な判断は体育協会理事会や評議員会で行うことになりますが、教育委員会の基本的なスタンスとしては、将来にわたってこの伝統ある町民体育祭事業を継続していくという方向は維持しながらも、継続するためには実施種目、実施時期や実施規定をある程度大胆に見直す時期に来ているというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 1番、上村勝法君。
- ○議員(1番 上村 勝法君) 大体かなり教育委員会のほうもそういった協議されて、前向きな 対応をされてまして本当にありがとうございます。

実は、私事なんですけど、私もスポーツは嫌なほうではないものですから、地元で参加しています。しかし、年ももう若くないものですから、果たして戦力になっているかわかりませんが、 積極的に協力はしているつもりであります。

そこで、私が参加しました8月の盆野球の事例を申し上げますと、1回戦で9対3だったと思いますが、負けてしまいました。しかし、勝ちました相手がほかの地区の選手を参加させていたため規則違反となりまして、私どもが次の試合に進出致しました。ところが、対戦相手は決して優勝してもおかしくない強いチームでありまして、26対3と大敗致しまして本当につらくございました。私がつらかったのは負けてつらいのではなくて、肉体的もうつらかったということです。当然点数に差がありますように、負けたチームは守る時間が長くございまして、たった1時間20分の試合とは言いましても、真夏の炎天下でプレーは本当に酷なものですし、そして、次の日は競舟大会と、お盆はもう本当、毎年そうなんですけど、疲労とストレスがたまる日々を過ごしました。ただ、私以上にこの過酷な競技をこなした選手、役員、また、携わって準備等をさ

れた職員もおられるかと思います。そのあたりは本当毎年感謝致しております。

このようなことを考えますと、参加規定をやっぱり緩和し、一般の住民、また参加者からのアンケートなどとりまして、ヒアリングをとり、よりよいアイデアを採用しまして、まして、昔からの伝統を守りつつ、その時代に沿った計画を立てまして、先ほど町の方針を教育長が言われましたとおり、本来の目的である住民の交流機会として親睦を深め、体力向上をしつつ、楽しく健康で町の活性化させることに皆さんで取り組んでいただければと思います。

私の質問は、以上です。

| 〇議長(| 林 | 三君) . | 以上で、 | 1 番、 | 上村勝法君の | 質問を終わ | ります。 | |
|------|---|-------|------|------|--------|-------|------|--|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

○議長(林 賢二君) 以上で、午前の部の一般質問を終わりたいと思います。午後は、1時 15分より開議したいと思います。 以上です。

| 午前11時58分休憩 | |
|------------|--|
| | |

午後1時15分再開

○議長(林 賢二君) 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、5番、橋口知恵子君の質問を許します。5番、橋口知恵子君。

○議員(5番 橋口知恵子君) こんにちは。お疲れさまです。5番、日本共産党の橋口知恵子です。議長の許しがありましたので、先日、通告致しましたとおりに順次質問致します。町長及び担当課長の明確で進展ある答弁をよろしくお願い致します。

先日の台風15号で被害を受けられた町民の皆さんと、そして、東日本豪雨によって大規模な 水害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、安倍政権は衆議院で強行採決した安保法案、正体は戦争法案ですが、現在、参議院で審議されれば審議するほど、隠されていた中身が明らかになって自衛隊内部文書まで暴露されるなど、危険な戦争法案であることがはっきりしてきました。全国で戦争法案への反対の声が広がっています。特に、若い子供、若いお母さん、子供を持つ若いお母さん、そしてお父さん、大学生や高校生など若い人たちで、大学の先生、弁護士、医療関係者、宗教者、戦争を体験した方々など、たくさんの国民が子供の命を守れ、二度と戦争はさせない、憲法9条を壊すなという声を多く上がっています。昨夜も深夜になっても雨が降り続く中、声を上げておられました。安倍首相はそういう国民の声があるにもかかわらず、国民の声に耳を傾けず、アメリカに約束してきた今期の末までに戦争法案を成立させようとしています。私は、先日の東日本豪雨の被災地で自衛隊の皆さんの救助活動を見て感動しました。へりでの救助は1人ずつしか救助できません。そのた

め、たくさんの人が救助を待つ中、優先順位を判断し、次々に救助されていく姿、腰までつかってボートを押す姿、この姿こそが自衛隊の国民の命を守るという姿ではないでしょうか。自衛隊を戦地へ送り、殺し殺される戦争に参加させるこの戦争法案は廃案にするべきだと訴えます。また、全国の子供たちに平和を残すことは大人の責任であり、権利です、義務です。これからも一人の母親として、孫を持つおばあちゃんとして戦争法案が廃案になるまで訴えていく覚悟でございます。

それでは、質問に入ります。1、台風15号の被害対策についてです。

平成27年8月25日の台風15号は、思いもよらない強い台風で、私も2階から見ていても体が震えるほどのすさまじさでした。夜明けとともに被害の状況がわかってきて呆然としました。それでも、役場職員の皆さんは自宅など被害を受けていたにもかかわらず、自分のところは後回しにしてでも町内の対応をされたことに敬意を表します。今回の補正予算でも、早急な復旧のための予算が可決しましたので、早急に対応されますことをお願い致します。今回は、台風15号での対策を振り返る点でも、また、今後の対策にも生かすために質問致します。

台風15号は、九州直撃の予測はありましたが、町として台風襲来に備えて特別の対策を講じられたのか。また、台風15号によって町内全域で被害が出ていますが、町の施設の被害、倒木などによる道路の被害、町営住宅などの被害状況はどのようになっていたのか。また、竹中団地では屋根瓦が吹き飛び、畳、家具などに被害が出ています。町として救急な被害対策が必要と思いますが、どのように考えておられるのか。朝の川野議員と重なると思いますけども、よろしくお願いします。

- 〇議長(林 賢二君) 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) 朝の川野議員の御質問と重複致しますけど、お答えを致します。

8月24日、前日になりますが、災害対策本部を設置しております。対策会議をこの中で開いております。午前4時になりますと避難準備情報を発令しております。これは、エリアメール、皆さんの携帯に届いたと思いますが、エリアメール。防災メール、有線放送で避難所の開設情報とともに配信を致しております。この際、報道にも配信をしております。午後5時になりますと、改善センター、赤崎漁村センター、平国小学校体育館を避難場所として開設しております。それぞれ住民課職員を2名、避難所には配置しております。25日、午前3時時点で、役場、私以下、6名の待機で一応台風を迎えております。

被害の状況ですが、振興課は後ほど答弁があると思いますので、それ以外が管理する主な公共施設の被害ということですが、文化センターが、屋根のガルバニウム鋼板の剥離がございました。 平国コミュニティセンターが、屋根のコロニアルの破損、壁の破損、ガラス窓の破損等がございました。 見童クラブは、壁の破損、雨どいの破損がございました。それと、有線放送の断線と電 柱が折れたりもございますが、70件ほど連絡をいただきました。それと、きれいに咲くようになっておりました桜の倒木が、鎧ケ崎が12本、干拓周辺、一番きれいなところなんですが、これが24本、一応倒れております。

後段の応急処理についてはですね、議員おっしゃるとおり、議会の初日に御承認いただきました8月25日付のですね、専決補正により対応中でございます。修理等に係る経費についてはですね、あすまでにですね、18日までに一応積算を一応終了して、査定を経て、できれば本定例会中に追加補正として上程できればというふうに考えております。

以上です。あとは、振興課長から答弁致します。

- 〇議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(**倉本 健一君**) 振興課が管理してます施設についてお答え致します。

四季彩では、屋根パラペット鋼板が剥離し、浴場棟北側外部仕切り塀が倒れ、空調機室の扉が破損し、また、モノレールへの倒木もあっております。グリーンゲイトでは、外部天井板がはがれております。また、美術館では倒木があっており、舞鶴城公園展望所広場に設置しております「牧歌」の基礎が倒木のため一部崩れております。駅舎では、2階のガラスが割れまして、三ツ島海水浴場では、倒木があっております。町道19路線、農道2路線では、倒木等の被害が発生しておりますが、現在は復旧して車も通れる状態となっております。林道については、9路線で倒木等があっており、現在は、車が通れる状態になっております。町営住宅についてなんですが、5団地に被害があっており、特に、議員おっしゃるとおり、竹中団地に被害が集中しており、ガラスが割れ、瓦が飛び、室内が水浸しとなってるところがあります。その日の朝からですね、調査のほうに出向いてきまして、応急措置を実施しております。瓦のふきかえについてはですね、予算が通りましたので早急に実施したいと思っております。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) 本当に今回の台風っていうのは風がひどくて、私もですね、本当 以前から、何か接近前から大型、大型と言われてたんですが、まさかこれほどまでに大型だとは、 本当気を抜いてたっていう感じでした。今回のことで、有線放送で事前に自主避難を呼びかけて もらって50世帯ですね、方が避難したということでですね、本当人的被害が出なかったという ことに対しては、本当に感謝致します。

だけども、本当、今回、倒木で被害が多くて、町道を大きな木で本当ふさいで通行ができなくなっていたというのをですね、こちらのほうからもちょっと役場のほうに言いまして撤去してもらったことと本当にありがとうございました。だけど、中には隣の家の大木が庭に倒れてきて、もう本当家すれずれまでですね、倒れてきてて、もう生きた心地しなかったとか、その後片づけ

がとても大変だったっていって言われてました。あと、本当町有地ならば町がすぐにでも対応してくれるんですが、個人の私有地っていうなれば、本当どうすればいいのかっていって困られておられました。

あと、停電、この停電がですね、これもすぐにちょっと復旧するだろうって私思ってたんですね。だけども、竹中のほうは2日間かかって、そして、大泊とか赤崎、辻、小津奈木っていうのは、まだちょっと遅く回復したと思います。携帯電話も、うちらはもう圏外になりまして使用できなくなりました。

あと、停電の状況っていうのも、町にはすごく苦情っていうのが来たと思うんですけども、やはり復旧状況っていうのがもうわからないんですね。有線も切れてるし、携帯もないしということで何も情報がとれなくて、結局役場に聞かなきゃいけないっていうのがありました。

だけども、そういうときにはどうするのかっていうのをですね、やっぱりちょっと長引くような停電とか何かのときには、もうある程度、大体これぐらいかなというのがわかれば、すぐにでも町に車を出して、そして車で放送しながら、今ちょっと停電はしてますけども、お困りの方いらっしゃると思いますけどっていうことで、やはり町からの町民に対してそういうサービスもしてもよかったんじゃないかなって思います。そういう災害後の計画っていうのもどういうふうに考えられてるのか。ちょっとわかったら教えてください。

- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) 事後にですね、九電さんと話し合いを持ちまして、住民の方への連絡網というのが一応有線放送、有線放送もですね、この時点ではほとんどですね、60パーセントぐらいしか通じない状態で、40パーセント程度は断線によってですね、通じないというところからですね、一応まず、役場の主電源がまず欲しいちゅうことも停電中に要請はしたんですけど、何か電気を送るトラックが今、故障中ということでですね、接続してもらえませんでしたので、以前は、一回、11年のときはですね、接続していただいたんですけど、その事例がありましたので一応要請は致しました。やっぱ広報車を回してほしいということを一応九電のほうには訴えておきました。私のほうでも電話は待機を、もう6時過ぎにはかなり総務課の連中は、ほとんど男性陣、来ておりまして、電話に追われてですね、もうほとんど停電の電話に追われて、とても連絡網が麻痺してしまったもんですから、とにかくそこが麻痺しないようにですね、九電にはそういう対策もとってほしいというふうに要望しております。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 5番、橋口知恵子君。
- **〇議員(5番 橋口知恵子君)** 町民も困ったんですが、役場も困ったっていうことですね。だけども、本当にこの災害っていうのは、いつ何時起こるかわからないので、やはりそういう電源の

問題とかは、もうやはり町でちゃんと決めて、いつでも対応できるような状況にしとかなければ いけないんじゃないかって思いますので、その点をよろしくお願いします。

竹中団地の被害についてですけども、役場に連絡したのがですね、早朝っていうか、私、7時 前だったと思います。済みません、この中に、電話の中に入ってまして。だけども、本当あけた 途端にもうすごい被害だったんですね。どういう被害かっていうのもやっぱりもう屋根瓦が吹き 飛んで、雨漏りによって畳はびしょびしょです。さっき言われてましたけど。あと、飛んできた 瓦によって窓ガラスが割れてますし、飛んできた瓦によって車のフロントガラスまで割れました。 もう本当、であと、もう屋根が飛んでるので、もうそこからの雨漏りっていうのがすごくて、そ の中で畳がびしょびしょになってたのを、何せそのときには、朝のときには役場の方が、じゃ伝 えておきますということでした。だけども、それからなかなか来なかったんですよ。見に来てく れるのがなかったもんですから、雨は降るし、雨漏りはするしっていうことで、再度電話をしま したら担当者が来てくれました。畳の件をですね、その状況を見て、畳の件は、畳はどがんすれ ばよかとっていう話をしたんですが、担当者からは、建物は町の負担になるけど、修理しますけ ど、畳は個人でしてもらわんばいかんことなるかもしれませんっていう、ちょっとこう不明な点 があったんですね、はっきりしないところが。じゃ、それおかしいよねって。天災だからやっぱ り畳もしてもらわんといかんじゃないかっていうことで町民は話をしてたんですが、一応それだ けの把握をされて役場に帰られて、じゃそれから連絡が来るかと思ったんですが、結局また来な かったんですね。もう一度、じゃ電話をして、このびしょびしょの畳ばそのまましとけば、もう ほかのところもだめになるんじゃないかっていうことで言って、そしたら、もう業者の人が来て もらって、ちゃんと対応しますっていうことでしたんですが、やはりそれも日にちがかかりまし た。その日にちがかかったのがですね、やっと畳の交換ができるのが、3週間後の今週末に畳の 交換がされるそうです。だからもう本当ですね、もうちょっと時間がかかってるっていうのが、 もう住民の方からは、もうどうしようもないっていって言われてましたけど、であと、そうです ね、あと実際現場を見にきてくれた担当者がですね、どこまでがほら町の負担になるのかとか、 また、その後の対処も十分とは言えませんでした。だから、担当者は住民からの電話だけを頼り にするんじゃなくて、自分から、やっぱり係が決まってると思うんですね。町営住宅は誰が担当 だっていうのが決まってると思いますので、そこをもう自分から行って、どがんでしたかって、 被害はなかったですかとかいう、そういう気持ちっていうか、それがあればですね、住んでる人 たちにも、ああ来てくれたとかですね、思うんですけれども、そういうところを、気持ちを持っ てもらったら本当うれしいと思います。普段もやはり住民のほうからはなかなか、ここがこうだ けんとか言えないんですね。だから、それを普段でも回ってもらって、どんなですかとか、困っ たことないですかっていう声をかけてもらったら、役場の職員はすごいなっていう気持ちにです

ね、もう住民の方も安心して思われると思いますので、その点をよろしくお願いします。

そして、そうですね、あとこういう、今回思ったことは、結局は町営住宅には雨戸がないんですよ、雨戸。雨戸がないもんですからガラスが、瓦が飛んできて結構割れてしまったというのがありましたので、今後の防災対策として雨戸の設置か、または強化ガラスに変更するなど検討が必要だと思いますけども、その点はちょっとお聞きしたいんですけど、どんなでしょうか。

- 〇議長(林 賢二君) 振興課長、倉本健一君。
- ○振興課長(倉本 健一君) 台風15号の被害後の対応については、不手際があったっていうことで大変失礼致しました。

今、強化ガラスとか雨戸の話なんですが、現在、建ててる住宅、新しく建ててる住宅についてはですね、一応強化ガラスでやってるっていうこと、今、確認しましたので、今後また、建てかえもありますので、そういったところは多分、今後、強化ガラスっていうことでいくかと思います。

- 〇議長(林 賢二君) 5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) じゃ、それまで待てっていうことですね。だけど、本当やっぱり 危ないときには、もう近くにいない、隣の部屋にいるとか、そういうこともやっぱり本当に教訓 になりました。だから、町にばっかり言うのはもう何なんですけども、やはり、もう今回の台風 でこういうことが起きたっていうことを、私たちも、ああ、これで気をつけなきゃいけないかと 思うのと、そして、役場の方たちにもやはり今回の教訓を踏まえて、今後の対策にもですね、役 立てていただきたいと思います。よろしくお願いします。

じゃ、次の質問に入っていきます。2番のシルバー人材センター創設についてです。

シルバー人材センターについては、何回か質問させていただきました。私は、平成24年6月議会で質問させてもらい、町長からの答弁で、広域化にしないと、津奈木だけではもう仕事が限られているから、継続的にあるところじゃないとシルバー人材センターというのは成り立たない。働きたいという人はたくさんいらっしゃるけども、需要と供給のバランスで需要がない。そして、水俣市と一緒になって行うことができないか、水俣市長や所長さんと話を突き合わせなきゃいけないかなと思っているっていう答弁がありました。ということですけども、あれから3年が経過しています。残念ながら進んでいません。現状は、熊本県内の市町村のシルバー人材センターは40カ所となっています。津奈木町では高齢化が進み、植木の剪定、伐採、草刈り、ミカンの採集、サラダタマネギの収穫や袋詰めなどが困難になってきているため、シルバー人材センターに依頼したいという町民の声があります。また、定年を迎えてもまだまだ働きたいというので、シルバー人材センターをつくってほしいという要望が強くあります。町として、シルバー人材センターを創設することはできないでしょうか。

- 〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。
- おっしゃるとおりで、水俣市との、平成24年、質問、それ以前にもあ 〇町長(西川 裕君) ったんですね。シルバー人材センターを福祉協議会あたりでつくれないかと。当然それは配車で あるとか、オペレーターみたいなのを常時雇わなきゃいけませんもんですから、津奈木の需要を 見たときには、農業の季節的な集中ちゅうんですか、例えばタマネギを、何ちゅうんですか、収 穫するときとか、ミカンをちぎるときとか、農業に関する需要が非常に多くて、その他について はそんなには聞こえてこなかったんです。これはもう農協がするのが一番だろうと。どこでも設 置したほうがいいわけですから、そういうふうに思いました。しかしながら、水俣市もですね、 シルバーセンターにつきましては、やっぱりかなり赤字経営をやってますし、県の委託を受けた あれがあるから何とかやっておるんですが、田上副市長がですね、ここの、これは公益社団法人 水俣市シルバー人材センターという名称で、公益法人を行っておられます。そことですね、キャ ップが副市長でしたので交渉致しまして、そして、当然水俣市長にも、そのときは宮本市長さん だったんですが、じゃ、そういうふうにしましょうと。うちも出し前出しますからと。そうする と、津奈木で遠方から退職して来られた人でも、例えば特技がいろいろあるわけですね。何かを 直すとか、あるいは植木の剪定でもいいです。そういうのは水俣市あたりにも需要がありますの で、一緒になってやったらどうでしょうと。応分の負担は致しますということで話は進めました。 ところが、宮本市長がおやめになるというんで、田上、これ詳しいことはいいですけど、田上さ んが亡くなられたもんですから。結局は、端的に言えば、水俣市のシルバー人材センターの条例 のところを変えて、水俣市シルバー人材センターでいいんですけども、津奈木の人も登録して一 緒に運用すると。赤字補塡分が当然出てきます。黒字っていうのはほとんどありませんので、そ の分は応分にこちらも負担するという格好で、また交渉を出発させようと思っております。今度、 新しく副市長、市長、かわりましたので、その趣旨を十分鑑みて、もちろん、そういう季節的に タマネギとか、そういうときは津奈木の人だけでは足りない場合もありますので水俣市からも応 援していただくとか、そういう人材の、お互いのエリアを少し広げた中で、組織的にはそういう 格好で広域的に扱うというふうにしたら、より効率的なものが生まれるんじゃないかというふう に思いますので、そちらの方向で検討を致したいというふうに思います。
- **〇議長(林 賢二君)** 5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) 前回の、やはり答弁にも水俣市とそういう話し合いをしてということで、できたらいいなっていうことだったんですが、もうやはり、やっぱり3年は経過してます。そして、現状として、町が今の雇用対策として、年金が支給される前の64歳までの方々を雇用してますね。これはいいことって本当思うんですよ。主な仕事っていうのは町有地の草刈りですね。本当は町有地も草刈りが必要なんですけども、それ以上に私有地の地主の方っていうの

が高齢化になって除草ができないとか、草刈りをしてほしいとか、そういう声があるんですね。 実際、町有地はもう本当広いから今のこの人数っていうのが、では到底追いつかない状況なので、 実際町道の草刈りとか、あと、頭の上から覆いかぶさってきている雑木ですかね、なども本当切 ってほしいなって、もう常々思っています。しかし、この草刈りっていうのはもう本当ですね、 一言でいうと簡単なんですけど、作業っていうのは思っているよりも本当重労働なんですね。大 変だし、草刈りばっかりというのも、なかなかやるっていうのもどうかなって思いますけども、 やはり今の雇用対策の中には、本当草刈りは主になってますので、それをもし町でつくるときに はシルバー人材センターに一緒になって、草刈りとか何かも一緒にすれば需要も生まれるし、供 給もあるっていうことで思ったんですが、町長は、全員が、働きたい人はたくさんいるって言わ れてました。需要がないからって、成り立たないからっていうことで、私、本当津奈木では絶対 それをつくらないんだなっていう気持ちでいました。水俣のほうと一緒にできれば、もうそれは 一番いいんですけども、やはり現状は、もう水俣の規定の中に水俣市以外の方の登録はできない っていう規則があるんですね。だから、これをどうにかやって話し合いで解決できればいいこと なんですが、実際それがまだできてません。今、一番困ってるっていうのが、やはり町民の方か らの声っていうのは、もう高齢化じゃけん、もう何もしきらんけん、こうしてほしいとか、して ほしいけど、だけど言えないって。津奈木のほうから水俣のほうに依頼をされてる方もいらっし やいます。だけども、そういう方もいらっしゃるんですけど、やはり向こうも向こうでもうやり きれない、もう仕事があり過ぎて、もう人を回すのも大変で待ってる方もいらっしゃいますって いうことだったので、それも仕事があるからいいんですけど、津奈木でも、そういうことで、持 っていったら余計もうできないっていうのがあるんですね。だから、それが津奈木でできたらい いかなって私、思ってます。

あと仕事を、除草とか草刈りだけではありませんので、先ほど町長が言われました、タマネギとか農作業のことがあります。仕事によっては技術分野、そして技能分野、あと事務分野、管理分野、一般作業の分野と、あとサービス分野などとかあります。そこで自分が働きたい人は、自分が専門または得意分野をしてもらえれば結構なんですね。ちょっと私、耳にしたんですけども、中にはですね、技能分野をしてもらえば仕事がなくなるっていう方も、なども言われた方もいらっしゃいまして、専門職の方がいらっしゃいましたけども、私は言いたいです。大丈夫です。あなたの専門の腕には到底かないませんから安心してくださいって、こう言いたいです。だからですね、そういう人たちはもう自分の腕を信じて、仕事が、本当にシルバー人材センターでやるっていう仕事は簡単な仕事なんですね。大工さんにしても家を建てるわけじゃありません。もう雨どいを直してくれたりとか、ここに棚をつけてくれたりとか、それぐらいのしかできませんので、本当専門職の仕事をとるっていうことはありませんから、専門職の方は安心していただきたいと

思います。もう本当、いっぱい言いたいことはあるんですが、町長が水俣とかけ合ってくれるっていうのを何年後にしてもらえるのか。また3年になってしもうたらいかんと思いますので、大体これぐらいにっていうことを答えていただいたら、私もうれしいですけど。

- 〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。
- ○町長(西川 裕君) 相手のあることですので、何年後にこういうふうにします、定款じゃ水 侯市民であることっていう、これは広域でできるんです。シルバー人材センター、広域で運営す るということはできるようになっておりますから、そこの項目を変えさえすればいいんです。で すから、あとは水俣市さんと、水俣市さんもメリットがある、うちもメリットがあるという格好 でいけばですね、そういった人手不足のところにこちらからも応援行けるし、こちらが人手不足 んときに応援もできるし、そして職業的に、さっき言いましたように、特殊な技能をお持ちのシ ルバーさん、これによっていろんな需要が、水俣市あたりは確かに、例えば日本庭園持っておら れる方もたくさんいらっしゃるし、そういうちょっとした刈り込みとかですね、そういうことも 技能によってはできるということで、津奈木の人の人材も生かせるんではないかということで、 西田市長、それから副市長と交渉を、なるべく早く再開を致しまして、東京でどうせ御一緒しま すので、水俣・芦北振興計画で。そのときにがんがん、ちょっとばっか交渉してみます。なるべく早く実現するように致したいと思います。
- 〇議長(林 賢二君) 5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) ちょっと津奈木では人数的なこととか、いろいろ大変だと思いますので、やはり水俣と一緒になってできるならば余計いいと思います。町長の、東京に行くと言われてましたので、そのときにオーケーのサインが出ればいいと思いますので、町長、頑張ってください。よろしくお願いします。

じゃ、次の3番の項目に行きます。老人会参加行事の簡素化と交通手段の対策についてです。 老人会の運営に当たって、老人会独自の行事と行政の要請による参加行事が多過ぎるように思います。役員は、参加人数を確保するのに大変苦労されてます。年間行事を思い切って見直しができないのかという声があります。また、高齢化が進む中で、参加者を会場まで送る交通手段が大変苦労されています。町としてバスを購入したりして、老人会、婦人会、PTA関係など、準公共団体の必要に応じて利用できるような体制はできないでしょうか。お尋ねします。

- 〇議長(林 賢二君) 住民課長、新立啓介君。
- 〇住民課長(新立 啓介君) お答えを致します。

老人会の皆様には、行政運営に対してですね、多大なる御協力をいただいております。大変感謝をしております。

老人会の平成26年度の事業実績を見てみますと、会議を含めて107事業ございます。うち、

町が主催する事業では、保育園、幼稚園の行事が14、交通安全関連の行事10、その他、人権 大会や各種会議など全部で36事業ございました。保育園、幼稚園の交流会や交通安全関連の行 事につきましては、老人会の独自の事業としても位置づけをされてあります。また、近年は町か らの動員要請ですね、そういうのが減ってきているのではないかというふうに思っております。

年間行事の見直しにつきましては、老人会の内部でですね、御検討をしていただければという ふうに考えております。

バスに関しましては、昨年12月の第4回定例会の川野議員の一般質問に対して町長から、費用対効果からしても物すごい出費になるので、現在、総務課の総務管理費の一般管理費の中で借上料というのあります。ここに予算を組んでありますので、こちらのほうで対応をしてほしいとの答弁があっておりますので、今後もですね、その方向で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

- **〇議長(林 賢二君**) 5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) ありがとうございます。現在の老人会の会員数っていうのは 930人、平均年齢は79歳だそうです。年間行事を見てみますと、毎月4件から13件の年間 行事が計画されてる状況ですね。町の行事にも声がかかるのはお決まりっていうような感じです けども、私は老人会の方がそうやって津奈木に一生懸命参加して、行事に参加していただいてる っていうことを、本当津奈木を支えておられるようで頼もしさを感じていました。だけど、実際 はやはり大変だとお聞きをして、会話がちょっと足らなかったかなっていって、ちょっと私、反 省してます。行政側からすると町の行事を盛り上げたいという気持ちはわかります。でも、老人 会側の意見っていうのもお聞きして行事への案内を考えていただいているのかがちょっと私、疑 間に思います。案内状をですね、津奈木の行政のほうからしたとしたら、やはりなかなか断れな いっていうのもですね、義理人情っていうか、そういう感じでありますので、そういうときには やはり町のほうがその点を察してもらったら、やっぱ行事的にも、いや、これはできんなってい うこともちょっと言わなくてもいいと思いますので、そっちのほう、ちょっと町のほう考えてく ださい。

行事の中にもですね、本当、一つ、私、気になったのが、もう政治的な集会の案内があったようですけども、もうこの点っていうのはやはりですね、言語道断だと思います。控えていただきたいと思いますので、これで一つ、行事が減ったと思いますが。

あと、交通手段としてのバスの件ですけども、川野議員のほうから質問に、バス借り上げ料があるので、それを利用してほしいという答弁されていたことで、わかりました。だけども、これがですね、老人会の方は知らなかったんですね。なので、自分たちのですね、この前、知られた

みたいで今まで知らなかったそうなんですよ。それで、もう行くのにも個人で、個人で頼んで何台かで行くとか、そういうことされてたそうです。ですので、やはりもうだんだん年齢がいけば運転のほうも大変になるし、あと、やっぱ交通事故の問題が一番問題になりますので、これからはバス借り上げ料というのがあるということでしたので、それを使ってくださいっていうことで、もうよかったっていうことだったのでですね。だけど、こういうことがあるっていうことはやっぱり知らせてほしかったですね。ちょっと聞きます。バス借り上げ料っていうのはいつから予算化されてたんでしょうか。済みません。

〇議長(林 賢二君) 暫時休憩します。

| 午後 | 1 時50 | 分休憩 |
|-------|-------|-----------|
| 1 1/2 | T 600 | フコート しいじい |

.....

午後1時51分再開

- 〇議長(林賢二君)休憩前に続き、会議を開きます。総務課長、林田三洋君。
- ○総務課長(林田 三洋君) このバスの借り上げ料ですが、約10年前から借上料として計上しております。
- **〇議長(林 賢二君**) 5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) この中で、バスの借り上げ料が上がってきてなかったと思うんですが、実際それを私、知らなかったっていうことでしたので、そういうことがあるっていうのは本当いいことですよね。そういうバスの借り上げができて、安全に現地に行けて、そして、帰りの運転も心配しないで、こうやって帰ってこれるっていうことはいいことなので、やはりこういうことがあるっていうことをもう行政のほうから知らせていただきたいと思います。これを今から使っていくということでしたのでありがたかったです。

そして、そうですね。もう、あと老人会に限らず、もうバスの借り上げ料っていうのは、先ほどちょっと質問の中に入ってましたけど、婦人会とかPTA関係の方たちにもこのバスの借り上げ料っていうのは当たるのか、それかないのか。どちらかお聞きします。

- 〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。
- ○町長(西川 裕君) 前、以前ですね、御要望ももちろん、例えば福祉バスとか、そういうのを買ってくれ、町の、津奈木町役場で単独で持ってくれというのがありました。しかし、考えてみますと、運転手も雇わなきゃいけないし、そして、もちろんバスも購入しなきゃいけない。そうしますと保険もかけなきゃ。ざっと見積もってもかなりの、使うのはちょこっとそこの年間の、ちょっとの間に、そういうものを満たすためにかなりの費用が、常時雇わなきゃいけないっていうんでですね。それよりも幅広く、どうしても町からの要請あるいは県や国からの要請で動員し

なきゃいけない、人間をですね。そういうときに皆さん方がどうしても交通手段、その他が非常に難しい、よそ行きなんかがありますもんですから、例えば芦北のスカイドームであるとか、水保市の体育館であるとか、同和問題とかですね、そういうときはある程度人間を動員しなきゃいけないと。そういうときに借り上げ料を常時、今ちょっと少なくなってるんですが、大体50万ぐらい上げとけということで上げといたんです。もちろん、御存じのようにPTAのスクールバスあたりは、小学校の目的を持ったものならいいんですが、違う目的で運ぶわけにはいきませんので使えないと。そうしますと、やっぱり一般的に、そういう行政が要請をしてお願いします、行ってくださいっていう場合なんかには利用できるんではないかということで、一応経常的にですね、幾らか総務課の予算に積んどくと。それ以上にそういう需要があった場合はですね、補正でも対応してやっていこうかということで、一応バス借り上げ料ということで、安心ですし、保険もかかってますし、そのほうがいいんではないかということで、そういうバスを購入しないで、単独で運行するよりもタクシー会社あたりのバスを利用するということに切りかえておるわけでございます。

- **〇議長(林 賢二君)** 5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) 本当、私、福祉バスをですね、つくってもらったらいいかなって初め思ってたんですが、このバスの借り上げ料とか何かあるっていうことでしたので、じゃそれをもう使うのも一つの手だと思うし、水俣の老人会にはバスがあるんですね。独自のバスがありますので、それがすごく便利だなっていう、私、気持ちがありましたので、津奈木でもできたらなって思いながらお話をしました。本当、これからも老人会の方も安心してもう遠くにも行けるし、あと、そうですね、その交通の件はそうですけども、やはり町からの、先ほど言った行事のことにしても、ある程度、老人会の中で考えてもらわなければいけないこともありますけども、やはり町のほうからもある程度考えて老人会のほうに行事をお願いしていただきたくということをお願いして、この質問を終わります。

そして次は、4番に行きます。海岸沿いの防災対策についてです。

福浜漁港の堤防外側から住宅前の堤防に消波ブロックが設置されています。しかし、風が強いときには住宅の玄関まで波しぶきがかかってきて困っているそうです。また、合串福浦線の長浜崎から福浦方面の道路が海と隣接しているため、ガードレールが腐食して危険な状態になったままになっています。波しぶきや道路への海水の流入を防ぐために消波ブロックの増量及び設置ができないでしょうか。県に要望してほしいですけども、いかがでしょうか。お願いします。

- **〇議長(林 賢二君)** 振興審議員、下川秀美君。
- **○振興審議員(下川 秀美君)** 福浜漁港は町が管理する漁港の一つとなっております。現在、防 波堤の外側に、台風時に波が越えないように消波ブロックを海岸保全事業で設置をしております。

台風の吹き返しや風が強いときには、消波ブロック及び道路を超えて住宅まで波しぶきがかかる と予想されます。消波ブロックは、波の打ち上げと波が越えることを軽減させるための目的で設 置をしております。波しぶきを防止するために消波ブロックをふやすことは事業効果が薄いと考 えられますので、今のところ考えておりません。

それと、町管理の福浦漁港内の合串福浦線のガードレールの腐食については、地元の議員さんからも要望があっておりましたので、現地確認まで終わっておりますので、早急に実施をしたいと思っております。

消波ブロックの設置については、海岸の背後に住宅等がありませんので、町道に海水の浸入を 防ぐ目的での設置は事業効果が期待できませんので、今のところ考えておりません。

以上です。

O議長(林 賢二君) 5番、橋口知恵子君。

- ○議員(5番 橋口知恵子君) この消波ブロックっていうのは、やはり今ある、赤崎のとこの住宅のところへ一応置いてはあります。だけども、今、あれは何年に設置されたか、ちょっとまだ把握ができていませんけども、やはりそのときの波の高さとかで消波ブロックを置くとかいう話もありましたが、もうそれが何十年も前だと思いますね。今はもう温暖化で、海面が上がってるんですよ。今の本当高潮っていうのも、本当にもう多くなって、海面が高くなって、もう高潮対策にっていうことで今、町のほうも動くようになってますけど、それだけ海面が高くなってきて、前の波しぶきの高さとかに比べたら今はまだ高いと思います、設定のですね。だから、設定っていうか、そのときの考えのときよりか。ですから、今やはり波しぶきを軽減させるための消波ブロックっていうことでしたので、今の状況からすれば幅的にもありますが、その幅よりか、もうちょっと海の側のほうにふやすっていうこともできないかなって私、思いました。高くはちょっと無理ですので、幅を少し広くしてですね、海側のほうに消波ブロックを並べて、その前の波が来た分を軽減させるっていう、そういうことも考えたんですが、そういうところはいかがでしょうか。
- **〇議長(林 賢二君)** 振興審議員、下川秀美君。
- **○振興審議員(下川 秀美君)** 今、御質問があった件についてお答えを致します。

その当時、海岸保全事業の施工基準等がありましたので、それに基づいて前のほうの勾配ですね、ああいうのが決められて、そういう感じで決まったと思いますが、それを前のほうに出した場合については、海のほうもだんだん深くなっていきまして消波ブロックの数もふえてまいります。そうしたときに、費用的なものを考えますとちょっと難しいのではないかと考えております。

- **〇議長(林 賢二君**) 5番、橋口知恵子君。
- ○議員(5番 橋口知恵子君) そうですね。やっぱり海の深さが深くなれば、それだけブロック

も要るっていうことですけども、何かいい手がないか、また、振興課のほうで考えていただきたいと思います。やはり町民の方がですね、それだけちょっと困ってるっていうことでしたので、昔と今の現状を比べたときにどれだけ違ってるかっていうことを、やはり町民の方の気持ちをわかっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そしてあと、ガードレールの件ですね。ガードレールの件は、本当平国地区の議員さんのほうからもやはり何回も言われてたのが、なかなかそれができないので、私、今回、したろうと思って出したんですが、一応予定はされてるということですので、本当これをですね、やはりあそこを、私ももう福浦のほうまでよく回るんですよ、車で。そういうときに、波が来ればですね、車がかぶるようなぐらいの水しぶきが上げるもんですから、これにもちょっと消波ブロックが欲しいなとかですね、思いましたけど、やはりちょっとそれも難しいって。その前にガードレールがさびついて、もう斜めに傾いてるような状況でしたので、やっぱり交通の面にすれば、やっぱり危ないなっていうのがあったので、そちらのほうを一応出しました。だけども、本当今度、計画に入ってるっていうことでしたかね。もうぜひ本当早目にしてあげてください。そうしないと、福浦のほうも今、本当に大変な思いをされてますので、やはり町民の一人として福浦のほうも援助していただきたいと思います。

じゃ、本当これまでにたくさんの質問っていうか、4項目の質問を今回、行いましたけども、 もう本当町民からの意見を、いろんな話を聞いて町に届けるんですけども、なかなかそれがうま く伝わらなかったところもあったと思いますが、やはりそれだけ町民の方はいろんなことを思っ てるっていうことと、町がお金がないからといっていろんなことをですね、後回しにしているっ ていうのもなかなか問題ですので、やはり優先順位を考えて、そして役場の皆さんの誠意をです ね、やはり町民の方に見せていただけたら本当にうれしいと思います。今回は4項目の質問を致 しましたけども、担当者の方、そして町長、答弁、本当にありがとうございました。また、これ からもやっていきますのでよろしくお願い致します。

これで、私の質問を終わります。

〇議長(林 賢二君) 以上で、5番、橋口知恵子君の質問を終わります。

.....

- **〇議長(林 賢二君)** 最後に、3番、澤井静代君の質問を許します。
- ○議員(3番 澤井 静代君) こんにちは。皆さん、お疲れさまでございます。3番、澤井静代です。議長の許しがありましたので、先日、通告書を提出したとおり、順次質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、先日の台風15号、その後の東日本の雨台風による豪雨災害など、次々 と起こる自然災害の怖さを身にしみて感じるこのごろです。被災されました皆様には心よりお見 舞い申し上げます。地元、干拓におきましても、長年、きれいな花を見てきました桜の木が倒木致しました。そして、2軒のおうちに少し迷惑をかけた状態になりまして、そのうちの1軒ですが、敷地内に桜の木が倒れてきていましたのに、3日目ぐらいに敷地内を切りにきてくださったということで、それだけは少し来てほしかったなっていう感想が届いております。今後、本当にこういう災害が起きますと、今までの議員の質問の中でも出てきましたが、優先順位をつけられること自体、大変だと思いますが、より深い気配りの上で災害処理をしていただければありがたいと思います。

それでは、本題に入ります。今回は、民生活動についての質問をさせていただきますが、私自身、平成12年1月1日より平成22年11月30日までの10年11カ月、4期、民生委員・児童委員の主任児童委員として活動致しました。森山総務、竹本会長、谷口会長のもとで、すばらしい仲間に恵まれ、貴重な経験を積ませていただき、行政及び出会いをいただいた皆様に感謝を致しております。この活動の経験者の一人として、当時から協議会の要望として増員の働きかけがなされていたと思いますが、現在においても改善されていないのはなぜなのか、まず伺います。

- 〇議長(林 賢二君) 住民課長、新立啓介君。
- **○住民課長(新立 啓介君)** お答えを致します。民生委員・児童委員の定数についての御質問ということでお答えを致します。

民生委員・児童委員の定数基準につきましては、平成25年7月8日付、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、連名通知で、民生委員・児童委員の定数基準というのが示されております。この中で、町村については70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに、民生委員・児童委員1名とするということになっております。

現在、本町の民生委員・児童委員は13名、主任児童委員は2名でございます。世帯数で単純に割りますと、27年4月1日現在、1,989世帯です、本町が。1人当たり153世帯と、定数基準内ではあります。

定数設定に当たっては、人口や面積、地理的条件、世帯構成など総合的に勘案し、設定することになっております。県内の同規模町村を比較しても1名前後と、ほとんど変わらない状況です。面積が6倍あります隣の球磨村につきましては3名多い状況でありますけれども、そういった地理的な条件というのが勘案されてることと思います。

これまで改善されていない状況につきましては、今、申し上げましたようなことから、同規模町村とそう変わらないということで進んでいなかったと考えております。

また、平成25年6月に交付されました地方分権一括法の民生委員法の改正によりまして熊本県民生委員定数条例と。県が条例を制定して町村の民生委員数を決めるということで、平成

27年4月1日、本年の4月1日から施行をされております。民生委員の定数を改正するためには県の条例を改正をしなければならないということで、来年12月が一斉改選の年になります。 その調査と致しまして、本年初めです、5月ごろには県から調査が来ておりまして、十分皆さんの意見を聞いて実施するようになっておりますけども、そこら辺のちょっと不備があったのかなということで、次回の改選には間に合いませんけれども、その次の改選には皆さん方の御意見を聞きながら、定数につきましても対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 3番、澤井静代君。
- ○議員(3番 澤井 静代君) 今、課長のほうから答弁をいただきましたが、私自身も、なぜ今回のこの質問をと思ったかと申しますと、今、課長がおっしゃいましたように、民生委員・児童委員の任期は3年ですが、現在の委員の任期が平成28年11月30日までだと思いましたので、つまり来年、28年度は改選時に当たりますので、この時期にと思った次第でした。しかし、平成28年度2月、県議会に条例改正案の上程が予定されているようで、来年、平成28年12月1日からの3年間に関する定数意向調査は、これまで前年11月実施が、今年度は2月に前倒しで実施をされ、平成27年5月末提出をもって終了しているようです。今回も次回への課題となりましたが、住民の最も身近な相談相手でもありますので、委員の声をしっかりと聞き、受けとめて改善につなげていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

次に移ります。

次に、活動費の増額についてですが、私の現役当時は、県より5万8,200円、町より3万6,300円の支給でした。現在は、町の分が少し増額をされ、4万円だと聞いております。金額につきましては、限度があるかもしれませんが、民生委員・児童委員の要請については、今後はますます困難を極めるのではと危惧致しておりますので、せめて活動費をという思いで質問を致します。お願い致します。

- **〇議長(林** 賢二君) 住民課長、新立啓介君。
- **○住民課長(新立 啓介君)** お答え致します。

民生委員・児童委員の皆様には、町民が安心して暮らせる地域づくりのためにさまざまな活動をしていただいてることに感謝を申し上げます。少子化や核家族化による地域のつながりの希薄化や高齢者や障害のある方、子育てや介護をしておられる方、生活に困っている方など、周囲に相談できず孤立してしまうケースもふえております。このような中、地域の身近な相談相手として必要な支援を行っていただいてるのが民生委員・児童委員の皆さんですが、これはほとんどボランティア活動に等しく、報酬もなく、大変なことは十分理解をしております。

活動費につきましては、先ほど議員、申し上げられましたように、地方交付税交付金の算定基

礎の中で活動費として1人当たり6万円弱、これが県より交付されていると思っております。町単独の民生委員・児童委員協議会に対しまして、補助金として、昨年実績で175万8,000円、うち61万円が活動費として個人に支払われているかと思います。1人当たりにしますと、先ほど議員、言われたとおり4万円です。管内では水俣市が2万2,500円、芦北町が5万5,000円の活動費となっております。活動費に関しましても、先ほど申し上げました人口や面積、地理的条件などいろいろあると思いますので御理解をお願いをしたいと思っております。以上です。

- 〇議長(林 賢二君) 3番、澤井静代君。
- ○議員(3番 澤井 静代君) それでは、さまざまな形での町村間の差もあるとは思いますが、 本町においては1人で2から3地区を担当されていたりで、担当地区でも格差があるのではない かと感じておりますが、いかがでしょうか。
- **〇議長(林** 賢二君) 住民課長、新立啓介君。
- ○住民課長(新立 啓介君) 委員さんの担当地区でも差があるのではないかということでございますが、1番の質問で、町村は70から200世帯で1名の民生委員・児童委員ということですが、現在は13名の委員さんで活動をしていただいております。これを見ますと、200世帯、町村の基準を超える200世帯を担当されている方が2名おられます。一番少ない方と比較しますと4.5倍の差がございます。ですから、同じ町内でも、委員さんでも不公平感はあると思いますので、世帯数による活動費の割合とかそういうのも、あと、地区割等、今後検討致しまして、まず、皆さん、民生委員さんになり手がないという話も伺っておりますので、そこら辺のバランスをとりながらですね、検討していきたいと思います。

活動費については、町長のほうにお願い致します。

- 〇議長(林 賢二君) 町長、西川裕君。
- O町長(西川 裕君) 1番と2番をあわせてお答えします。

本当に、民生・児童委員の皆さん方には、だんだん権限移譲が市町村に移ってきた関係でですね、特に福祉関係っていうのは地元自治体がいわゆる主になってしなさいという格好で、どんどん権限移譲がこっちになってきたわけですね。そのために民生委員のお仕事っていうのが大変忙しくなってまいりました。今、澤井議員のほうからおっしゃったとおりですね、直接の任命権者は厚生労働大臣でございます。私たちは、この人が民生委員にふさわしいということを御推薦申し上げて、厚生労働大臣が認定をするということでございますけれども、今、総合的に申しますと、住民課長が言いましたように、民生委員の中でも世帯数の持ち分が違う。それは、一つは、それを平等にするならば地区をまたがって中途半端なエリアになってしまうという格好から、恐らく地区別の担当になってると思うんです。ですから、その辺を平等にするということであれば、

もちろん200以上を持っておられる方のエリアについては、少し増員を仮にする。そうすると、少ないところであれば、それを平等にしようと思えば、何ちゅうんですか、自治区長さんみたいに世帯割、世帯でどしこ持ってるかによって平等割と世帯割をして、世帯割、たくさん持ってる方は世帯割で報酬も少し多くなるという格好にすれば、少しはそこの不平等さっていうのなくなるんじゃないかなと。これはなかなか、民生委員さんで話し合って決めなさいちゅうたって、なかなかこれは人間関係がありますから、なかなか難しいかもしれません。こちらのほうで、こういう案でどうですかということをお示しした中で、民生委員さんとお話し合いをするということが適当だろうと思っております。

また、先ほど申されたとおり、厚生労働省からは5万8,000円、これ年報酬ですね。です から、なかなか今の状況では難しい仕事、非常に悩み多き仕事を携わってる民生委員さんには物 すごい負担だと思うんです。本当になり手がないんです。だから、だとすれば、じゃ、何でやる かっていったら、やりがいか、あとは報酬が少しいいねと、まあ、こしこになったらできるんじ やないかというような問題が出てくると思うんですね。ですから、この辺は、報酬の状況という のは、ほかの他市町村も比べながら決めたいと思っております。そのほか、やっぱり民生委員っ ていうのは勉強しなければいけません。そういうときの研修費であるとか、別途のはですね、費 用関係を別途、民生委員のほうに充てるとか、そういう格好で町独自の援助を試みたらどうかと いうことも考えております。ただ、やっぱり何ちゅうても実質、町民がお世話になるわけなんで すが、命令ちゅうんですか、認定されるのは厚生労働大臣なもんですから、この辺を、痛しかゆ しもあってですね、なかなか難しいところがあります。ただ、村木事務次官よく知ってますんで、 少しは報酬を上げてくださいよと冗談まじりに言ってみたいと思ってはおりますが、なかなかこ れは日本全国となりますと物すごい数の民生委員になると思います。ただでさえ、なかなか厚生 労働省、今、資金がなくてふうふうしてますけども、しかし、働きに比べれば非常に少ない報酬 で頑張ってもらってると非常に感謝するところであります。感謝だけではいけませんので何らか の手当あるいは研修費、そういったものについては単独ででも推進ちゅうんですか、やりたいと 思いますが、これはまた、民生委員さんとの話し合いの中でですね、どこをどうやってもらった ほうが一番助かるのか、その辺も十分話し合ってからしたいと、こう思っております。

〇議長(林 賢二君) 3番、澤井静代君。

○議員(3番 澤井 静代君) 今、町長より本当に心強い答弁をいただきましたので、今後、民生委員さんたちもいろんなこと、自分たちが日ごろ感じてらっしゃることを出していただきながら、まず、意向調査があるということ自体も、私も初めて今回知りましたし、現職の方も御存じじゃなかったんだと思うんですね。だから、そこら付近から、まず改善につながっていくんじゃないかなと感じました。本当に人と人のつながりの希薄化が進む社会において、区長及び民生委

員・児童委員は地域での見守り体制の拡充の中心になっていただく存在であります。津奈木町がより安心して暮らせるまちづくりの一環として、民生委員・児童委員の活動の充実を願い、行政として前向きの対応を要望致しまして、今回の私の質問を終わりたいと思います。今後とも住民課課長、町長、どうぞよろしくお願い致します。

○議長(林 賢二君) 以上で、3番、澤井静代君の質問を終わります。 以上で、一般質問を終わります。

〇議長(林 賢二君) 本日の日程は終了しました。

本日は、これにて散会致します。

午後2時21分散会

平成27年 第3回(定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成27年9月30日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成27年9月30日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 日程第3 認定第3号 平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 日程第4 認定第4号 平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成26年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第10 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第11 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議案第51号 平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 日程第3 認定第3号 平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 日程第4 認定第4号 平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

日程第5 認定第5号 平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第6号 平成26年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第7号 平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議員派遣の件

日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第10 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第11 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第1 議案第51号 平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第4号)

出席議員(10名)

| 1番 | 上村 | 勝法君 | 2番 | 本山 | 真吾君 | |
|----|-----|------|-----|----|-----|--|
| 3番 | 澤井 | 静代君 | 4番 | 久村 | 昌司君 | |
| 5番 | 橋口矢 | 中恵子君 | 6番 | 栁迫 | 好則君 | |
| 7番 | 川野 | 雄一君 | 8番 | 寺本 | 信介君 | |
| 9番 | 村上 | 義廣君 | 10番 | 林 | 賢二君 | |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉澤 信久君

説明のため出席した者の職氏名

 町長
 一之君
 一之十二
 一二
 一二

午前10時00分開議

○議長(林 賢二君) 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 認定第1号 平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2. 認定第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

- <u>日程第3. 認定第3号 平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の</u> 認定について
- 日程第4. 認定第4号 平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- <u>日程第5. 認定第5号 平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に</u> ついて
- <u>日程第6. 認定第6号 平成26年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定に</u> ついて
- 日程第7. 認定第7号 平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- ○議長(林 賢二君) 9月14日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました日程第 1、認定第1号平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第7、認 定第7号平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案 を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。

お手元に配付のとおり、各常任委員長から審査結果の報告書が提出されております。

審査の経過と審査結果について、会議規則第37条第1項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。

質疑は委員長報告終了後、一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。6番、栁迫好則君。

〇総務振興常任委員長(柳迫 好則君) おはようございます。

総務振興常任委員長報告を致します。

9月14日の本会議において、当委員会に付託されました認定第1号「平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における総務振興常任委員会所管科目及び、認定第4号「平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「平成26年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号「平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月15日から29日のうち6日間にわたり審査を致しましたので、委員会における、審査の経過並びに結果を報告します。

審査にあたっては、担当課長及び担当審議員、担当班長の出席を求め、適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の成果はどうであったか、次期予算編成や行政執行に活かされるよう慎重に審査を致しました。

認定第1号「平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、総務振 興常任委員会所管科目について、主なものを申し上げます。

まず、歳入から報告致します。

委員より「臨時財政対策債について、現在高はいくらか、交付税措置については変わりはないのか。また、起債発行額を約1億5,200万円と抑えているように見受けられるが、ハード事業が減ったという見方でいいのか。」との質問に対して、「臨時財政対策債の平成26年末現在高は、約13億9,500万円と本町で一番大きい地方債となっています。交付税措置については変わりません。平成26年度の起債発行額については、一般会計だけで見ますと約1億5,200万円ですが、簡易水道統合事業でも過疎債と簡易水道事業債を約7,000万円借りています。繰越事業への起債も2,500万円ありましたので、合計では約2億4,700万円の発行額となっています。起債発行額が償還額より大きくならないように調整しています。」との答弁がありました。

次に、歳出について報告致します。

総務費の総務管理費で「嘱託員報酬とあるが嘱託員は何名いるのか。また、労働基準法の改正が実施されているが現在の雇用形態で適用できるのか。」との質問に対して、「嘱託員は男性3名、女性44名の合計47名です。現状の雇用形態が法に適しているかを、今後検討を行った上で適正に対応したい。」との答弁がありました。

財産管理費で、「庁舎に設置した太陽光発電は庁舎の電気も賄っているのか、もしくは災害時のみの作動なのか。」との質問に対して、「通常は庁舎で発電したものは随時庁舎で使い、災害停電時には最初に太陽光発電の電力を使い、その後庁舎裏の発電機が動くという流れになっています。」との答弁がありました。

企画費で、「肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金は今後どのように変わっていくの

か。」との質問に対して、「本年度は先日の台風被害を受け災害復旧経費で2億円ほどかかるようです。12月補正までに被害状況の説明と予算について相談があるようで、負担金については追加があると思われます。被害を抜きにしても、老朽化した車体やトンネルの改修等もこれから見込まれるため、負担金が減る見込みはないと思われます。」との答弁がありました。

地域振興費で、「美術館のモノレール運転及び展覧会監視等委託料について、どのようなやり 方で運営しているのか。」との質問に対して、「基本的にモノレール運転に1人、監視に1人、 2人分の賃金と、その他美術館開閉分の月2万円を婦人会喫茶部に委託し、支払っております。 受付等の交代として喫茶室の運営の1人の合計3人で運営をされています。」との答弁がありま した。

農業振興費で、「マイコンスライサー(寒漬切機)の使用手続と利用料金はどうなっているのか。」との質問に対して、「管理は農林水産業女性部等に委託予定で平成28年2月までに使用 方針を決定したい。」との答弁がありました。

認定農業者育成補助金で、「会員が減少して会費が上がったが、補助金で補う事が出来ないのか。」の質問に対して、「高齢の方が多いため、今後会員も減少していくことが懸念されます。事業計画等を認定農業者協議会において見直していただき、その上で検討を行います。」との答弁がありました。

土木費の道路維持費で、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料の説明と、今までの橋梁の修繕実施等を伺いたい。」との質問に対して、「平成24年度から委託点検を実施し、平成25年度は修繕計画等のプログラムの策定、平成27年度は修繕の緊急度が高いものから着工します。」との答弁がありました。

消防費の備品購入費で、「ポンプ購入費はどの分団のものなのか、また、購入基準はどうなっているのか。」との質問に対して、「5分団のポンプを購入しています。更新の基準については20年を目安にしていますが、修繕が頻繁に起こる状態の時などは、買替えの検討も必要と思われます。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、認定第1号は全会一致で認定すべきものと決定しました。 次に認定第4号「平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 報告します。

歳出の備品購入費で、「赤崎第1水源取水ポンプ購入費と内野水源取水ポンプ購入費の金額の 差があるのは何故か。」との質問に対して、「現場に合わせて口径と水の汲み上げ能力等に差が あるためです。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、認定第4号は全会一致で認定すべきものと決定しました。 次に認定第6号「平成26年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 報告します。

執行部より説明を受け、慎重審議の上採決した結果、認定第6号は全会一致で認定すべきもの と決定しました。

次に認定第7号「平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 報告します。

「さくら団地は現在、何区画売れているのか。」との質問に対して、「平成19年度から販売開始して61区画中10区画販売し、平成26年度は1区画の販売でした。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、認定第7号は全会一致で認定すべきものと決定しました。 最後に総務課、振興課所管施設現地視察において、福浦漁港整備事業、合串福浦線改良工事、 福浜漁港整備事業、日添護岸補修工事、岩城配水池工事、神前線舗装工事、野中線舗装工事、日 野線舗装工事、日野田線舗装工事、駅前線改良工事、赤松線舗装工事、小津奈木簡易水道改修工 事箇所を視察しました。

以上で、当委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

平成27年9月30日

総務振興常任委員会委員長栁迫好則

津奈木町議会議長林賢二様

〇議長(林 賢二君) 以上で、総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。8番、寺本信介君。

○教育住民常任委員長(寺本 信介君) おはようございます。

教育住民常任委員長報告を致します。

9月14日の本会議において、当委員会に付託されました、認定第1号「平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、教育住民常任委員会所管科目、認定第2号「平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を9月15日から29日までの7日間にわたり審査しました。

審査にあたっては、担当課長、班長、園長及び担当者の出席を求め、慎重審議しました。その 結果を報告します。

認定第1号「平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、教育住 民常任委員会所管科目について報告します。

審査における主な質疑等は、次のとおりです。

まず、歳入から報告します。

「町税の不納欠損は、どのように処理されているのか。」との質問に対して、「生活保護や軽自動車で既に紛失しているものなどを不納欠損としており、財産調査、預金調査、給与調査等を行い基準に基づいて処理しています。」との答弁がありました。

教育関係歳入では、「スクールバス利用について、来年度から一小一中体制になるので、バス 利用の時間と交通費の負担軽減を検討できないか。」との質問に対して、「使用料、登下校の時間等、全体的に見直し協議していきます。」との答弁がありました。

次に、歳出について報告致します。

徴税費の賦課徴収費で、「過誤納金の内訳は何か。また、過誤納還付金の請求は何年前まで遡るのか。」との質問に対して、「過誤納金の内訳は平成26年度までに町県民税の均等割について200円の軽減誤りがあり、147名、269件の還付を行いました。また、還付金は5年間しか遡れません。」との答弁がありました。

福祉班関係で、「離島等医療・福祉推進モデル事業で設置されている「たっしゃか塾」のプレハブ等のリース料が高額であるが、今後の事業計画はどうなっているのか。」との質問に対して、「平成26年度までは、国の委託事業でありましたが、今年度より県の補助事業となり、町の持ち出し分もあります。今後は平国地区交流拠点センター(仮称)の建設で、今までの事業の継続となります。プレハブは期間が終われば撤去し、機器は買い上げるかを検討しています。」との答弁がありました。

また、「子ども子育て委員は何名か。また、どのように選ばれるのか。」との質問に対して、「委員は15名です。子育てに関する計画の策定を行い、保育園・幼稚園関係者や保護者の代表、民生児童委員、議会などから選ばれます。」との答弁がありました。

保育園関係で、「保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は私立だけ補助があり、津奈木保育園にはないのか。」との質問に対して、「対象は私立のみで公立の保育士には適用されません。ただ公立保育園の保育士については、処遇の改善見直しを行い加算しています。また今後も必要であれば見直します。」との答弁がありました。

塵芥処理費の委託料で「処理場周辺地下水水質検査、処理場浸出水、ダイオキシン類検査は、 年何回実施するのか。また、ダイオキシンの検査場所は。」との質問に対して、「検査回数は、 年一回です。ダイオキシン類の検査場所は、旧焼却炉内に残っている灰等が流失していないか検 査しております。」との答弁がありました。

教育課関係では学校教育費で「ICTの機器が少なく、台数が足りないとの意見があると聞いているがどうか。」との質問に対して、「電子黒板については、階やフロア毎にて移動させるようにし、数量については適正であると思われます。またタブレットに関しては、1教室40台を

授業の調整を行い使用しています。5年間のリース期間終了時に、1人1台の整備ができるか検 討したい。」との答弁がありました。

また、「校務支援システムとNIEデーターベースについて内容を説明してほしい。」との質問に対して、「校務支援システムは、学校、教育委員会、県と連携して学齢簿の作成、成績表管理、授業時間日管理、教材の共有ができます。NIEデーターベースは、教育委員会が熊日と協定書を交わし熊日の記事、教材等を低価格で町内の小中3校に情報の提供をしてもらうことができます。」との答弁がありました。

生涯学習班関係で「町図書館の年間利用者数は何人か。」との質問に対して、「年間延べ1万3,844人です。」との答弁がありました。委員より「町図書館の業務については、午前8時30分から10時までの間は、教育委員会の職員が対応しているが、嘱託員が常時対応するようにできないのか。人員を充実すべきではないか。」との意見が出されました。

また、「町民体育祭の種目は、地区や町民等の実情に合うよう検討できないか。」との質問に対して、「体育部長会の反省でも、盆行事の三日間を考慮してもらいたい。高齢化や小中学生の減少で、参加できない地区もあるなどの意見が出ており、今後体協の理事会や評議員会において協議します。」との答弁がありました。

以上のような質疑応答を経て、教育住民常任委員会所管科目について採決した結果、認定第 1号は、全会一致で原案のとおり「認定するべきもの」と決定いたしました。

次に認定第2号「平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

「人間ドックの助成事業で、検診の項目を追加することは考えてはいないのか。」との質問に対して、「人間ドックの項目に今年は男性の前立腺がん(PSA検査)を追加しました。要望があれば検討していきたい。」との答弁がありました。

以上採決した結果、認定第2号は、全会一致で原案のとおり「認定するべきもの」と決定いたしました。

次に認定第3号「平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

慎重審議の上採決した結果、認定第3号は、全会一致で原案のとおり「認定するべきもの」と決 定いたしました。

次に認定第5号「平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 報告します。

歳入で、「基金を700万円取り崩しているが、これは計画されたものなのか。」との質問に 対して、「介護保険では今後給付費がどれくらいかかるのか、保険料をどの位にするのかを3年 毎に見直すこととなっています。平成24年度から平成26年度まで、年700万円ずつ取り崩す計画でした。」との答弁がありました。

以上採決した結果、認定第5号は、全会一致で原案のとおり「認定するべきもの」と決定いたしました。

最後に現場視察の結果報告をします。

平国小学校、たっしゃか塾、ごみ処理場、旧赤崎小学校、テニスコート、B&G体育館、津奈 木保育園、津奈木小学校、図書館、児童クラブの各施設の現場視察を行いました。

災害時の避難場所である平国小体育館については、フェンスの補修並びに周囲のさらなる舗装を検討していただきたい。また津奈木保育園の屋外テラスについては、雨風を防げるよう改善していただきたいとの意見がありました。

以上で、当委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

平成27年9月30日

教育住民常任委員会委員長寺本信介

津奈木町議会議長林賢二様

〇議長(林 賢二君) 以上で教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第7号までについて、順次討論、採決を行います。

まず、認定第1号平成26年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

「替成者举手〕

〇議長(林 賢二君) ありがとうございました。

賛成多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第2号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

〇議長(林 賢二君) ありがとうございます。

賛成多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

認定第3号平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第3号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(林 賢二君) ありがとうございます。

賛成多数です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

認定第4号平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第4号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林 賢二君) 賛成多数です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。 認定第5号平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第5号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(林 賢二君) 賛成多数です。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。 認定第6号平成26年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第6号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(林 賢二君) 賛成多数です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。 認定第7号平成26年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第7号、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

○議長(林 賢二君) 賛成多数です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

日程第8. 議員派遣の件

○議長(林 賢二君) 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件についてはお手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いま す。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のと おり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣については、期間等やむを得ず変更を生じる場合は議長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することと決定しました。

日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第10.総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第11. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(林 賢二君) 日程第9から日程第11までの各委員長から閉会中の継続調査の件3件を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。

お諮りします。日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第10、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第11、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、お申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、日程第9から日程第11までは各委 員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

追加日程第1. 議案第51号 平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第4号)

○議長(林 賢二君) お諮りします。ただいまお手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加をして議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定致しました。

追加日程第1、議案第51号平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長(西川 裕君) 議案第51号、平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

今回、追加提案の補正予算は、去る8月25日に通過致しました台風15号により被害を受けました各施設の災害復旧関連経費を計上致しております。

歳出について主なものを御説明申し上げます。

農林水産施設災害復旧費では、農道、林道、作業道の風倒木処理などにかかわる災害復旧費を 計上致しております。公共土木施設災害復旧費では、町道の風倒木処理等に関する災害復旧費を 計上致しております。観光施設災害復旧費では、四季彩モノレール設備のレール部分の歩道手すり交換工事などを計上致しております。

歳入について御説明申し上げます。

基金繰入金では財政調整基金繰入金を増額致しております。

歳入歳出補正総額は1,740万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,300万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(林 賢二君) ただいま、説明が終わりました。これから質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

歳入は6ページ、歳出は7ページから8ページです。質疑ございませんか。

4番、久村昌司君。

- ○議員(4番 久村 昌司君) 7ページの消防施設費31万ポンプ格納庫設置補助金とありますが、どこの補助金なのか教えていただければと思います。
- **〇議長(林 賢二君)** 総務課長、林田三洋君。
- 〇総務課長(林田 三洋君) お答え致します。

この補助金は、台風15号により被害を受けましたもので、第2分団の格納庫、シャッター、 屋根のスレート、サッシの破損によるものと、第4分団の格納庫、シャッターの破損によるもの で、津奈木町のポンプ格納庫施設補助金交付規則に基づきまして、町長が予算の支出について補 助の内容について適当と認めるという経費でございましたので、2分の1を上限に補助するとい うことで今回、計上致しました。

以上です。

○議長(林 賢二君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林 賢二君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 賢二君) 討論なしと認めます。

これから、議案第51号平成27年度津奈木町一般会計補正予算(第4号)を採決します。 お諮りします。議案第51号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林 賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決 されました。 〇議長(林 賢二君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成27年第3回津奈木町議会定例会を閉会致します。

午前10時38分閉会

○議長(林 賢二君) ここで町長からの発言の申し出があっておりますので、これを許します。 町長、西川裕君。

〇町長(西川 裕君) 議長のお許しを得ましたので、閉会に当たり一言御礼の言葉を申し述べ させていただきます。

9月14日から始まりました9月定例会も本日まで14日間の会期を得まして、台風禍処理の 専決処分承認を初め、補正予算また教育委員の承認、平成26年度の決算承認等、多数の案件を 慎重審議のもと、御可決、御承認をいただきましてありがとうございました。

国会では、安全保障法案が9月18日決着致しましたが、その運用面では慎重に対処してもらいたいと思っております。8月末で各省庁の平成28年度当初予算の概算要求が出されましたが、これから12月に向けた財務省との折衝が始まります。私たちも予算獲得に向けて頑張って行きたいと思っております。

本町では、台風15号による風倒木処理を初めとし、10月1日より予約型乗り合いタクシーの運行が開始されます。スムーズな運行を心がけたいと思っております。また、平国交流センターの新築、南九州西回り自動車道津奈木インターチェンジの準備、四季彩のリニューアルオープンなど日々忙しくなると思われます。

各議員におかれましても、季節の変わり目でもございますし十分健康に御留意され、町政発展のため御尽力いただきますよう心からお願い申し上げ御礼の言葉にかえさせていただきます。 ありがとうございました。

〇議長(林 賢二君) 閉会の御挨拶を申し上げます。

第3回津奈木町議会定例会におきましては上程されました案件につき、長時間にわたり決算の審査など慎重審議の結果、原案のとおり議決を見ました。議員各位には御精励によるたまもとだと、ほんと感謝申し上げる次第でございます。

また、町執行部におかれましては、今後とも町政発展のために御努力いただきますよう心から お願いを申し上げる次第でございます。季節は実りの秋を迎え、日に日に涼しくなり稲穂も黄色 く色づき一部では稲刈りも始まったようでございます。実り大きいことをお祈り申し上げる次第 でございます。 議員各位を初め執行部の皆さん方は、どうか健康に十分留意されまして、ますます御活躍されますよう心より御記念申し上げまして、言葉足らずでございますが、閉会の御挨拶と致します。 御苦労さまでした。お疲れでした。

午前10時43分終了